

決算特別委員会会議録

日時 令和2年10月30日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後4時40分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 浅川 力三
副委員長 市川 正末
委員 白壁 賢一 桜本 広樹 遠藤 浩 水岸富美男
渡辺 淳也 乙黒 泰樹 鷹野 一雄 志村 直毅
向山 憲稔 飯島 修 古屋 雅夫 藤本 好彦
佐野 弘仁

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一
森林環境部技監（森林整備課長事務取扱）増田 義昭 森林環境総務課長 後藤 宏
環境・エネルギー課長 中澤 一郎 大気水質保全課長 渡辺 延春
環境整備課長 河西 博志 みどり自然課長 石原 徳幸
林業振興課長 金丸 悟 県有林課長 小沢 武雄 治山林道課長 倉本 洋

観光文化部長 中澤 宏樹 観光文化政策課長 村松 久
観光振興課長 小泉 嘉透 観光資源課長 三井 博志
世界遺産富士山課長 信田 恭央 文化振興・文化財課長 河野 公紀

リニア交通局長 三井 孝夫 リニア交通局次長 大野 健
リニア未来創造・推進課長 石寺 淳一
交通政策課長 藤原 鉄也 地域創生・人口対策課長 有泉 公彦

農政部長 坂内 啓二 農政総務課長 三井 一
担い手・農地対策課長 勝俣 匡章
販売・輸出支援課長 樋田 洋樹 農業技術課長 斉藤 修
果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎 畜産課長 渡邊 聡尚
食糧花き水産課長 近藤 隆 農村振興課長 小林 敏樹 耕地課長 茂手木 知

県民生活部長 丹澤 尚人 地域力強化推進監 小田切 春美
県民生活部理事（グリーン・ゾーン推進課長事務取扱） 落合 直樹
県民生活部次長 小林 桂
県民生活部次長（県民生活総務課長事務取扱） 井上 泰子
北富士演習場対策課長 伴野 直明 統計調査課長 小林 司
県民安全協働課長 望月 英二 私学・科学振興課長 小林 洋一

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人
総務部理事（次長事務取扱）小澤 浩 総務部次長（人事課長事務取扱）染谷 光一
総務部次長（財政課長事務取扱）井上 弘之 職員厚生課長 柴田 克己
税務課長 村松 茂樹 財産管理課長 丸山 正雄 資産活用室長 小澤 浩
行政経営管理課長 保坂 一郎 市町村課長 古屋 登士匡
情報政策課長 土屋 隆

県土整備総務課長 雨宮 利之 子ども福祉課長 小俣 達也

スポーツ振興局長 赤岡 重人
スポーツ振興局次長（オリンピック・パラリンピック推進課長事務取扱）草間 聖一
スポーツ振興課長 安藤 明範

教育長 斉木 邦彦 教育次長 小林 厚 理事 降籬 友宏
教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱）小田切 三男
働き方改革推進監 小俣 義一 少人数教育推進監 河端 雄一
ICT教育推進監 遠藤 豊 福利給与課長 小尾 一仁
学校施設課長 藤原 さつき 義務教育課長 中込 司
高校教育課長 荻野 智夫 高校改革・特別支援教育課長 百瀬 友輝
生涯学習課長 山岸 ゆり 保健体育課長 上田 直人

出納局次長（会計課長事務取扱）今井 幸一

議題 認第1号 令和元年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第2号 令和元年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、部局審査と同様の対策を講じた上での開催とし、出席説明員については、密閉、密集、密接な状況を避ける観点から、出席を求める説明員は最小限とし、審査意見書に係る答弁を行う部局長等及び課室長のみとすること、また、委員会の出席に当たってはマスクを着用することとしているが、質疑者席での発言については、マスクの非着用も可とする旨、了承された。

次に、審査の順序は審査日程表に従い、森林環境部及び観光文化部関係、リニア交通局及び農政部関係、県民生活部及び総務部関係、スポーツ振興局及び教育委員会関係の順に行うこととし、審査意見書に記載のない内容については発言することができないこと、また、発言は一問一答形式により、事業名等を明確にした上で質疑または意見を行うことが了承された。

次に、認第1号議案について、午前10時05分から午前10時40分まで森林環境部及び観光文化部関係、休憩をはさみ、午前10時55分から午後2時03分まで（途中、午前11時52分から午後1時30分まで休憩をはさんだ）リニア交通局及び農政部関係、休憩をはさみ、午後2時15分から午後3時36分まで県民生活部及び総務部関係、休憩をはさみ、午後3時45分から午後4時40分までスポーツ振興局及び教育委員会関係の総括審査を行った。

質疑 森林環境部・観光文化部関係

（林内路網整備の推進について）

渡辺委員

よろしく願いいたします。

それでは、決算特別委員会審査意見書に基づきまして何点か質問させていただきます。

まず初めに、主要施策成果説明書30ページ、森林施策の低コスト化を図る林内路網の整備の推進についてお伺いします。

本県の人工林の多くは成熟し、利用可能な時期を迎えていることから、今後は積極的に伐採、搬出していく必要があると考えております。また、近年の県内では、大型合板工場や木質バイオマス発電所が稼働し、今後、県産木材の需要が増加していくと期待されているところでもあります。この充実した森林資源を有効に活用し市場の期待に応えるためには、林道などの路網整備が重要となりますが、そこでこの30ページには林道の整備、延長6.6キロメートル及び森林作業道の整備、延長40.7キロメートルと記載がありますが、昨年度の林道及び森林作業道の整備実績について具体的にお伺いします。

倉本治山林道課長 整備実績でございますけれども、まず林道につきましては、路網の骨格となります幹線とこの支線となります林業専用道がありまして、幹線は甲州市の日川左岸線など19路線で3.3キロメートル、林業専用道は富士川町の赤石高下支線、1号支線など13路線で3.3キロメートル、林道全体ですと6.6キロメートルの整備を行ったところでございます。また、林道から作業現場まで高性能林業機械などが乗り入れ伐採作業などを行うための森林作業道の整備を40.7キロメートル実施してございます。以上でございます。

渡辺委員

順調に林道や森林作業道の整備が進められているという理解をいたしております。ぜひ積極的に、さらなる整備に努めていただければと思っておりますが、低コスト化を図る林内路網整備でありますので、今後この林道整備及び森林作業道の整備によって県内の木材生産が増加していくことが期待されていると考えておりますが、この林道等の整備だけでは直接的に新たにどれぐらいの木材生産が可能になったのかということが直結してはわからないと考えておりますので、そこでこの整備によって得られる効果、木材生産増加について得られる効果について、改めてお伺いします。

倉本治山林道課長 整備による効果でございますけれども、昨年度の林内路網の整備によりまして新たに120ヘクタールの人工林で木材搬出が可能となりまして、今後この森林から3万9,000立方程度の木材生産を見込んでおるところでございます。

また、これらの路網を活用しまして、その後の再生林など森林整備を推進し森林資源の循環利用を進めてまいります。

以上でございます。

渡辺委員

ただいまの答弁の中で、やはり林道や森林作業道を整備していくことによって、県内の木材生産の増加に大きく資するということがよくわかりました。ぜひとも林業のもうかる林業化とも言われておりますので、積極的に整備をして

いただき、県内木造産業の振興に努めていただきたいというふうに考えております。

また、この30ページには、林内路網整備計画の策定（令和2年3月）というところで記載されておりますが、これは新たな計画として承知しているところであり、それでは、この新たな計画について、どのような方針と目標を立てているのか、お伺いします。

倉本治山林道課長 計画方針と目標でございますけれども、新たな計画では、特に人工林資源が充実している区域を生産基盤強化区域に設定をしまして、この区域内に路網を重点的に整備していくことなどを主な方針としております。

目標としましては、上位計画でありますやまなし森林整備林業成長産業化推進プランにおいて、令和11年度の木材生産量を現在の約1.7倍となります33万5,000立方と設定しておりますことから、この達成に向けまして路網の中核となる林道を10年間で100キロメートル、年間10キロメートルずつ整備していくこととしております。以上でございます。

渡辺委員

ありがとうございます。ぜひ、上位のプランと整合性を保ちながら、この林内路網整備計画を推進していただきたいと考えております。冒頭にも申し上げましたが、山梨県は全国有数の森林県であり、この豊富で貴重な森林資源の有効活用に向け、基盤となる林内路網整備についてしっかり取り組んでいただきますことを、改めてお願い申し上げてこの質問を終わらせていただき、次の質問に移らせていただきます。

（観光文化部所管の一般会計歳入の寄附金について）

続きまして今度は、歳入歳出決算説明資料の観の2ページ、第11款寄附金について何点かお伺いしたいと思います。

まず初めに、部局審査でも説明はあったと思いますけれども、この指定寄附金は富士山保全協力金が主なるものという御説明でしたが、この寄附金のうち富士山保全協力金は一体幾らであったのか、まずお伺いします。

信田世界遺産富士山課長 令和元年度におきます富士山保全協力金の収入済額でございますが、1億36万5,571円でございます。指定寄附金の約1割を占めているところでございます。

以上です。

渡辺委員

多くの富士山保全協力金が寄附という形でこのように記載されていることにうれしくも、また頼もしくも思います。ぜひとも積極的に進めていただきたいと思います。次は、この富士山保全協力金はこの前の年、平成30年度と比べてどのような実績であったのか、次にお伺いいたします。

信田世界遺産富士山課長 平成30年度との実績との比較でございますが、協力金の額につきましては、257万650円増加、協力者の数でございますが、1万2,352人増加の10万808人ございました。また、協力率でございますが、8.6%増加の67.2%ございました。以上でございます。

渡辺委員 近年、協力率も、協力金額や協力者数も伸び悩んでいたところではありましたが、昨年きつとさまざまな努力をされたということで、先ほどの答弁にあるような実績が出たのだと思います。

そこで、このように平成30年度から比べて、3項目について大きく増加している点に対して、どのような点に留意して取り組まれたのか、次にお伺いいたします。

信田世界遺産富士山課長 令和元年度におきましては、より多くの登山者から効率的に協力を得られるようにということで、まず受付場所につきましては、5合目の24時間体制の受け付けをやめまして、全ての登山者に呼び掛けがしやすい6合目のほうに受付場所を増設したということが一つあります。それから電子マネーの決済を全期間にわたって行いまして、さらに平日は受付員を日中の混雑する時間帯に重点的に配置させた。以上のような点に留意して取り組んだところでございます。

以上です。

渡辺委員 平成30年度は今御説明にありましたとおり、5合目の管理センターのところを中心に協力を呼びかけていたということですが、やっぱりその脇を抜けていってしまうとか、なかなか協力者全員に声をかけることが難しいというような話の中で、今回6合目を軸に、6合目は登山していく上で実にまとまっていくところで協力を呼びかけやすく、それでこういった結果になっていったんだなど、今までの成果と課題とがうまく生かされる形で取り組まれたのかなど、今後さらなる取り組みを進めていただきたいと思うことと、電子マネーについても前年度に実験的に行って、この令和元年度に本格的にということ、今後も新型コロナウイルス等もありますけれども、電子マネーについては注目される場所ではありますので、ぜひ、また引き続き取り組みをお願いしたいと思っております。

こういったさまざまな工夫と留意点を踏まえて取り組まれたと思いますが、次に、令和元年度の取り組みを通じて明らかになっていった新たな課題については何かということとともに、その課題を踏まえて、今後、ことしについては新型コロナウイルスの関係で富士登山ができなくなってしまいましたので、なかなか1年間あいてしまったということですが、しかしながら、来年以降、新たな富士登山のあり方とともに、こういった協力金の制度を進めていく上で、どのような点に留意してどのような方向性で進めていくのか、最後にお伺いしたいと思います。

信田世界遺産富士山課長 本年度はやはり登山道の閉鎖に伴いまして協力金の受け付けは行いませんでしたが、昨年度の状況も含めまして、例年登山者がふえるお盆の時期でございますが、この時期においては協力率がやはり低下すること、それから外国人の協力が得られにくくなるという状況が認められる、こんな点が課題だと思っております。

このため、来夏におきましては、このお盆の時期を対象に、受け付け体制や近年増加傾向にございます東南アジア系の外国人への対応等のこの2点について強化を行っていきたいと思っております。

（「ワイン県」宣言を活用した観光振興について）

乙黒委員

それでは、意見書に基づきまして、「ワイン県」宣言を活用した観光振興について、お伺いしたいと思います。資料のほうは主要施策成果説明書の14ページのほうとなります。

まず、長崎知事が昨年8月に「ワイン県」宣言を行ったことによって、さまざまな発信を山梨県のほうからされているということは我々も十分承知をしております。その中でこの14ページにありますように、この「ワイン県」宣言をしたことを契機に、本県への誘客及び県産ワインの高付加価値を図る。そして、山梨県の観光振興につなげていくということで、さまざまなことをされているというふうに認識しております。その上でさまざまな新聞や雑誌、ウェブ上において、この「ワイン県」に関する情報発信を行ったとありますが、これが実際に本県に訪れている観光客の人数において、どういった具体的な効果があったかという部分をどう考えておられるのか、またその発信の費用対効果としてどのような認識を持っているのかをまずお伺いしたいと思います。

小泉観光振興課長 昨年8月7日の「ワイン県」宣言をさせていただきました以降、委員のお話にもございましたが、さまざまな媒体を活用して積極的にPRを行わせていただいております。その効果ということで宣言後の観光客の人数につきましては、昨年9月、10月と大型台風が関東を直撃したということもございまして、また、1月以降はコロナの感染症の影響もあるということから、昨年、一昨年、平成30年度の人数と比べまして、観光客のほうにつきましては減っているという状況でございます。この観光客数のみにおいて「ワイン県」宣言の効果を御説明するという事はなかなか難しいと考えております。資料の14ページにもございますが、広告換算費でいきますと8,100万円というところがございますけれども、宣言以降「ワイン県」をきっかけといたしました取材やインタビュー等もふえてきておりますので、宣言の効果はあったものというふうに考えております。

今回この宣言を行いましたことで、本県におけるブランド力の高いワインを前面に押し出しました力強い観光PRを行うことのスタートが切れたというところもございまして、今後も引き続き「ワイン県」宣言を活用した観光振興を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

乙黒委員

ありがとうございます。「ワイン県」宣言をしたからといって、すぐにそれが観光につながるかというところはまだ難しい部分もあるかと思っておりますし、昨年は林真理子さんや田崎真也さんが副知事という形で就任をいただいて、多くの媒体でこういった部分を発信をいただいているということは、我々山梨県の関係者ですとか、ワインを楽しんでいられるような愛好家の皆さんには大分周知をされたのかなと感じております。ただ、やはりそれがしっかりと山梨県を訪れたい、そのワインを味わった中で、また地域の魅力を再発見してもらおうというような、しっかりとこの地に来てもらうという部分をこの「ワイン県」宣言をきっかけにどうしていくかという部分、今後も課題があると思っておりますので、しっかりとそのステップを踏まえた中で次につなげていただければと思っております。

また、昨年は台風がありましたし、本年もコロナ感染ということがありますので、なかなかこの「ワイン県」宣言をした前と後という比較は、正直難しい

部分もあると思いますが、実際にその費用対効果という部分も頭に入れた中で、ここの部分に発信して、どこでどういう方をターゲットにするかという具体的なビジョンというのは、やはり今後も必要かなと思っております。

また、その中で2番目として、さまざまな情報発信をされておりますが、県内のワイン関係者との連携や要望について、どのような対応をされていたのか、伺いたいと思います。

小泉観光振興課長 実際、「ワイン県」に関しますほとんどの情報発信につきましては、実際にワイナリーの風景を撮影させていただいたりとか、醸造家の熱い思いを語っていただいたりということで、ワイン関係者等の協力なしには成り立たないものがほとんどでございます。取材等の打ち合わせを含めまして、ワイナリーの方、また醸造家の方たちの要望をきちんと伺って、緊密に連携をしてまいりましたし、今年度行いました1周年記念につきましても、ワイン酒造組合の全面的な協力のもと、多くの魅力的な人たちと一緒に事業もできましたので、今後も引き続き緊密に連携してまいりたいと考えております。

乙黒委員

ありがとうございます。私、実は先日、東京のほうにいろいろ視察で行ったときに、アンテナショップのほうも寄らせていただいて、山梨県産の食材を使ったり、車で行っていたこともあってワインは飲めなかったんですけど、十分おいしい料理をいただいてきましたし、そのアンテナショップのレストランの中では山梨県のPRの映像がずっと流れていたり、そういった部分がしっかりと山梨県の観光につながっていくのかなとは感じました。

また、最近、山日の記事を見ていると、山梨県のワイン酒造組合会長、安蔵さんという方の記事が載ってまして、やはり「ワイン県」とうたっている中で、「ワイン県」であれば地元の人々にももっとワインを愛して飲んでもらいたいというようなことがコメントとして載ってございました。私も先日の議会の質問でもさせていただきましたが、今後やっぱり一般市民、県民の皆さんにもワインを日常で飲んでもらったり、そういった部分の周知も必要かなと思っておりますが、やはり地元でワイナリーをされていたり、そのワインに携わっている方々の意見をしっかりと把握したり、それを施策に生かしていくという部分が十分必要なかなと思っております。

最後に、今後のその部分の具体的な、そういった皆さんとの連携のプランですとか、何か検討していることや今お答えできることがあれば、最後にその部分だけお伺いして質問を終わりたいと思います。

小泉観光振興課長 議員からお話ございました安蔵会長さんのお話もございまして、地域でもっとワインをとるところもございまして、先日、10月23日からになりますけれども、県内の飲食店でワインを中心に県産酒を一定額以上頼んでいただいた方に県産の、具体的にいうとマスクなんですけど、お配りするというようなキャンペーンも始めさせていただいております。こういったキャンペーンを通じて、県民または訪れる方たちにワインを親しむ機会が提供できればなということもございまして始めさせていただいておりますが、これもワイン酒造組合の皆様方と連携をとる中で生まれた事業でもございます。今後もいろいろアイデアをお出しいただきながら地域のため、また訪れる観光客のためになるような「ワイン県」としての振興策ができればと考えております。

（国史跡甲府城跡について）

向山委員

よろしくお願ひいたします。

国史跡の甲府城跡について、お伺いをしたいと思います。観光文化部と県土整備部で分かれる部分がありますので、観光文化部に関係する部分としてお伺いをいたします。

主要施策成果説明書38ページの部分にも当たるんですけども、昨年2月に国史跡に甲府城が指定をされまして、整備方針や活用策など盛り込んだ保存活用計画、これについて昨年度、「史跡甲府城跡保存活用計画検討委員会」において議論が行われてきたと思いますけども、特にこの中の議論の中で、鍛冶曲輪南側の水堀の復元について、どのような議論が行われてきたのか、お伺いをしたいと思います。この堀については、1930年に県が埋め立てた場所を、駐車場だったところを戻すものだと思うんですけども、このまず復元について議論内容をお伺いしたいと思います。

河野文化振興・文化財課長 保存活用計画検討委員会では、水堀の整備に関しまして、現在唯一存在する水堀でございますが城の正面に当たる場所に位置し、城の中心部の範囲を示す重要な遺構であるにもかかわらず、その価値が顕在化されていないという御意見がございました。また、水堀南側の現在芝生の広場となっておりますところでございますが、水堀と塀や石垣などで区画されている平坦な区画、いわゆる曲輪といわれているところでございますが、その曲輪との階層的な配置の特徴を見渡すことができる史跡景観のビューポイントであり、城と城下町をつなぐ場所でもあるというふうな御意見もございました。

このため、委員の皆様方は整備方針の検討に当たり、水堀の価値の顕在化と城と中心市街地との融合を図るため、都市公園機能の充実をバランスよく進める必要があるという方向性を確認されたところでございます。以上でございます。

向山委員

承知をいたしました。昨年度の議論を踏まえて、ことしの9月にはこの計画をまとめられていると承知しておりますし、つい先日、整備基本計画の検討委員会も初会合があったとは承知をしています。その上でなんですけども、この堀については、私も市議会議員時代から何度か市議会のほうで提言もさせていただいたんですが、ポイントは費用対効果だと思ってまして、中心市街地の活性化ということを考えるのであれば、どれほどの費用をかけて、どういう効果が得られるのかというのをしっかり検討していかなければならない。しかし、当時の平成28年に決まった基本計画の中では、ケース1で「お堀を復元せずに空間デザインの工夫でお堀があったことを示す」、ケース2で「お堀の一部を復元する」と2つのケースがあったと思いますけども、当時の市の担当者は自分の委員会とのやりとりの中では、総事業費とか費用対効果というところを検討したことはないというように明言をしていました。

これから計画をするのであればしっかりと費用対効果、またその計画の中身を吟味してやるべきだと思いますが、昨年度の議論の中で費用対効果を考えると、この水堀の復元については、私は到底甲府の中心市街地の活性化には寄与する事業にはなり得ないと思いますけども、昨年度の議論を踏まえて、復元を含める考えがあるか、お伺いしたいと思います。

河野文化振興・文化財課長 現在策定を進めております「史跡甲府城跡整備基本計画」におきましては、史跡の持つ歴史的、学術的な価値と、その価値を構成する遺構等を明確に示しまして、それらを適切に保存活用し継承していくための方向性を示した保存活用計画を踏まえ、具体的な整備方針を示すこととしております。

お堀の復元につきましては、甲府市中心市街地の活性化につなげることを目的としております平成29年12月に甲府市と策定いたしました県土整備部所管の「甲府城周辺地域活性化実施計画」の趣旨との整合を図りながら、整備基本計画検討委員会からの御意見も踏まえ、復元の方法や範囲について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

向山委員

承知しました。昨年度の議論の中身は承知をいたしましたので了承したいと思うんですけども、今後の考え方については、観光文化部で新しい形で観光と文化を結びつけるという意味では、費用対効果も含めてしっかりと議論を進めていただきたいと思いますので、またこれは今年度以降の議会内外での議論をさせていただきたいと思っております。以上です。

（不法投棄防止対策事業費について）

古屋委員

よろしくをお願いします。

私は説明資料の森の5ページ、不法投棄防止対策事業について伺いたと思います。御案内のとおりこの違法な行為は、平成24年2月から平成26年9月にかけて、北杜市須玉町の2カ所に野積み、あるいは放置をされた事案でございます。本決算委員会では決算額4億6,700万余に、北杜市須玉町の廃棄物不適正処理に関わる行政代執行経費が含まれていると思っておりますが、まずその内訳について伺いたしたいと思います。

河西環境整備課長 不法投棄防止対策事業費の主な内訳でございますが、まず、各林務環境事務所単位に設置している廃棄物対策連絡協議会の監視活動経費や民間会社への委託による休日夜間のパトロール等に1,892万円でございます。

それから委員のおっしゃる北杜市須玉町における、産業廃棄物不適正処理事案については、平成30年9月に着工し、本年1月までに完了した行政代執行対策工事等に要した費用のうち、令和元年度分が4億4,774万920円でございます。以上です。

古屋委員

かなり膨大といいますか、多額の金がかかっているわけでありまして、この北杜市須玉町の産業廃棄物不適正処理については、まさに違法行為をした業者は約2万立方もの大量の廃棄物を河川沿いの土地に放置し、しかも、高濃度の硫化水素ガスが廃棄物内に発生するなど極めて危険な状態であり、さらに悪臭によって地域住民は日常生活に支障を及ぼすような状況であったと聞いております。

本年1月までに代執行工事を終えたとのことでございますが、現地の状況と県による安全確認の状況について伺いたしたいと思います。

河西環境整備課長 まず現地の状況につきましては、代執行による対策工事を行った場所は、2カ所でございますが、それぞれ硫化水素ガスが発生しないように廃棄物とセ

メント固化剤などを混ぜ合わせ盛土を成形した構造物がございます。そこには周囲に人が立ち入らないようにフェンスを設置してございます。

それから現地の安全性の確認状況でございますが、職員による定期監視を毎月行ってございます。これまで異常は確認されておられません。

それから周辺の悪臭ですとか、水質のモニタリング調査も実施しておりますが、これについても調査結果に異常はなく、生活環境への支障が生じていないことを確認してございます。以上でございます。

古屋委員

今お答えいただいたところが一番のポイントでございまして、言ってみればそこに住む住民の方々を含めて、この不適正処理問題を含めて、安全というところが一番県民にとっては大事なところでございますので、今後も引き続きそこはしっかりやっていただきたいと思っております。

3点目は、違法行為をした業者に対する請求は当然していると思っておりますが、正確な数字は手元にありませんが、記憶では約7億からの多額な収入未済額になっていると思っております。その解消に向け、県はどのような取り組みをしているのか、お伺いします。

河西環境整備課長 収入未済の解消の取り組みでございますが、これまで原因者につきましては3法人2個人でございますが、納付命令ですとか督促状の送付を通じまして現時点で2名から合計117万8,243円の納付がございまして、この状況を踏まえまして、現在分割支払いによる計画的な納付を行うよう強く働きかけているところでございます。

また、行政代執行費用の徴収につきましては、国税滞納処分の例により徴収できることから、未収金の納付状況ですとか原因者の財産調査の結果を踏まえまして、今後も厳正に対処してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

古屋委員

いずれにしましても、この代執行の工事費については、恐らく国からの支援を含め、我々の税金が投入されているわけです。このような問題を絶対に引き起こさないためにも、この業者は大変悪質であり、費用の徴収は大変だと推察するわけですが、厳正に対応する中で、少しでも多くの金額を徴収するよう日々の努力をしていただきたいと思っております。

以上をもちまして、質問を終わります。

質疑 リニア交通局・農政部関係

（移住者当のコミュニティ定着に向けた支援について）

渡辺委員

よろしくお願ひします。それでは、主要施策成果説明書の125ページ、移住者等のコミュニティ定着に向けた支援について、意見書に基づき何点かお伺いさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、この125ページを見ますと、本県へ移住者の定着支援や県内高校生の県内定着支援に向けた県内拠点として、「ふるさと山梨定住機構」を設置、運営したという記載がありますが、まず初めに、この「ふるさと山梨定住機構」の設置の経緯及び目的、その内容についてお伺ひいたします。

有泉地域創生・人口対策課長 渡辺委員の御質問にお答え申し上げます。

定住機構は県全体で移住定住施策を推進する体制づくりを目的に平成30年7月に県議会からいただいた人口減少対策に関する政策提言も踏まえ、市町村や関係機関等と連携しながら、移住定住に関する情報を収集し、県内外に提供するための中心的な拠点として昨年10月、甲府のJA会館5階に設置したものでございます。移住者の定住に向けた支援等を行うため、移住希望者や移住された方への本県での生活に関する各種情報提供や相談、移住コンシェルジュチームの活動支援、また県内高校生の将来の県内定着に向けたセミナーの開催などを行っているところでございます。

渡辺委員

本県の移住定住施策を進めるに当たって、さまざまな課題の中でやはり移住してきた方の悩みだとか、そういったことを相談するところが大切だというような議論もあって、こういった方向性になっていったんだと承知しております。やはり移住してきた方のケアというものをどういうふうに行っていくことによって、その定住を促していくということは大変大切になっていくと思ひますので、この機構については私たちも大変期待しているところでもあります。

そこで、この125ページの下欄を見ますと、「ふるさと山梨定住機構」による支援の中で、機構の設置とともに相談を受け付けていると、相談131件というような記載がありますが、この相談は主にどのような内容であったのか、またその相談に対してどのような対応を行ってこられたのか、次にお伺ひします。

有泉地域創生・人口対策課長 主な相談内容といたしましては、希望する職種の求人がなかなか見つからないという就労に関するもの。集合住宅から戸建に転居したいという住まいに関するもの。地域にうまくなじめないという困り事相談などがございました。就労や移住に関する相談につきましては、ハローワークや山梨仕事プラザ、市町村の空き家バンクなど関係機関へ橋渡しなどを行ったところでございまして、移住後の悩みを持つ人に対しましては、仲間づくりの場である「ふるさと山梨むじん会」を定住機構で開催するとともに、地元で活動を行っている移住コンシェルジュチームを紹介するなど丁寧な対応に努めたところでございます。

渡辺委員

やはり相談内容としては、働く場所、そして住まい、そして地域のコミュニティへの参加というような、いろいろ報道等で指摘されている事項がやっぱ

り多いのかなと思います。ただこのことについては、本当に全庁的な取り組みが必要で、さまざまな所管や部署との、あるいは地元市町村との連携が今後大変大切になってくると思っております。こういった相談内容に対する手厚いケアを行っていただくことで定着につながっていくんだと、そしてひいては本県の人口減少対策に資するものだと思っておりますので、しっかりと相談に手厚くケアできるような取り組みをお願いしたいと思います。

また、この125ページの中段部分には、移住コンシェルジュチームというような記載がございます。それでは、そもそもこの移住コンシェルジュチームとはどのようなもので、どのような活動を行ってきたのか、次にお伺いいたします。

有泉地域創生・人口対策課長 移住コンシェルジュチームは移住者の定住に向けた支援を行うため、市町村担当者とそれに協力いたします地域の団体や個人等から構成されているものでございます。現在、県内13市町村に16団体がございます。定住に向け地域になじめるよう移住者のさまざまな相談に応じるとともに、地元住民との就農体験ですとか、地元の食材を使用した試食会ですとか、方言や地域の歴史講座など交流活動を行ってきたところでございます。

渡辺委員

「ふるさと山梨定住機構」に相談を寄せて、その相談内容をもとにこの移住コンシェルジュチームも具体的に寄り添ってケアされていくというような、本当に二人三脚で取り組んでおられていると思えますけども、やはりこういった地元市町村の方、そういった団体の方々が中心になっているところと連携を密にして意見交換を行いながら、今後の対策等も積極的に取り組んでいただきたい。本当にいい取り組みだと思えますので進めていただきたいと思っております。

それでは、この山梨定住機構、そして移住コンシェルジュチームという事業を行っていく、この移住者等のコミュニティ定着に向けた支援という事業について、成果や課題について、行ってきた中でどのように考えられているのか。そして、その成果や課題を踏まえた上で、今後以降どのような形で取り組んでいかれるのか、最後にお伺いいたします。

有泉地域創生・人口対策課長 昨年度は移住コンシェルジュチームの現状をまず把握するというところで活動状況を調査いたしました。調査いたしましたところ11団体が確認でき、県の補助事業による地域交流活動への支援によりまして新たに3チームが設立されたところでございます。移住者の定住に向けた活動につなげることができたと考えてございます。移住者の定住を着実にふやしていくためには、移住者に寄り添った丁寧な対応が求められることから、移住の推進に取り組む全ての市町村に移住コンシェルジュチームが設置できるように、引き続き積極的に支援してまいります。以上でございます。

（地域公共交通等の確保について）

乙黒委員

それでは、意見書に基づいて質問させていただきます。

まず初めに、地域公共交通等の確保について、お伺いしたいと思います。主要施策成果説明書の110ページとなります。この地域公共交通等の確保という部分において、まず、この地域バス路線の検討会を6地域において開催して

いると記載をされておりますが、その詳細、また検討した内容について、まずは伺いたいと思います。

藤原交通政策課長 県におきましては、県内を6地域に分けて市町村バス事業者、国を構成団体としまして、地域内のバス交通の利便性向上や活性化に関することなどを検討するため、平成25年度から地域バス路線検討会を開催しているところでございます。

令和2年3月に開催した検討会では、コミュニティバスの広域連携に関して事業者が行うバス乗り方教室の活用やインターネット検索サイトへのバス運行情報の提供による利用促進策などについて意見交換されたところでございます。

今後も、地域の課題解決の貴重な場として検討会を活用してまいりたいと考えております。

乙黒委員

ありがとうございます。6地域に分割して開催していると答弁をいただきました。やはり山梨県内、大分広い地域という部分はもちろんなんですけど、その分かれた地域内ごとだけではなくて、やはり甲府から含めてどう人の流れがあるのか、そういった部分をしっかりと検討していく必要があるのかなと思っております。また、やはり市町村ごとのバス交通っていう部分だと、どうしても賄い切れない部分もあったりするので、やはりこういった市町村を超えた地域によるこういう検討会は、本当に必要なのではないかなと思っておりますので、しっかりと今後もそういった部分をやっていっていただきたいなと思っております。

その中で、次世代モビリティシステム導入の検討が進められていると書いてありますが、その検討内容についても伺いたいと思います。

藤原交通政策課長 県では平成30年度に有識者や交通事業者、市町村などで構成する「先進バス交通技術研究会」を立ち上げさせていただきました。リニア中央新幹線開業を見据えた本県にふさわしい交通や運転手不足などについて、自動運転を始めとした次世代モビリティシステムの導入の検討に当たり、調査研究を進めてきたところでございます。

自動運転については、県外における小型バスの実証実験を視察し、障害物への反応や社内センサーを用いた遠隔操作などの実験について聞き取りを行ったところでございます。

Ma a Sにつきましては、業界事情に通じているJTBの専門家を講師として招聘いたしまして、山梨大学の教授を交えて勉強会を開催し、主に観光面から意見交換を行うなど、国内の動向、情報収集に努めてきたところでございます。

乙黒委員

こうした次世代のモビリティシステム、自動運転ですとかこういったものはやはり山梨県のような人口も少なかったり、利用される方がどうしても少ない地域もあるという中で大きな武器になるのかなと思っております。リニアの開通を踏まえた中での自動運転のバスですとか、後は人が住んでいないような少なくなってしまうような地域で、こうした自動運転の取り組みをより早く導入できることによって、地域住民の皆さんが利用しやすい足になると思っておりますので、しっかりとこの部分、先進事例を踏まえた中で検討していただき

たいなど。その上で、山梨県を訪れる方も観光の中につなげていけるようなそういった部分、しっかりと検討していただきたいなと思います。

（移住・交流の促進について）

次の質問に移りたいと思います。次に、移住・交流の促進について、お伺いします。これも同じく成果説明書の74ページになります。先ほど渡辺県議のほうからも質問あり重なる部分もありますが、この移住交流の促進について、まずはこの移住関連のセミナー相談会を20回開催したと記載をされておりますが、この20回の開催において、具体的な成果という部分をどのように把握をされているのか、その辺の内容についてまずはお伺いしたいと思います。

有泉地域創生・人口対策課長 セミナー相談会の開催は、本県への移住定住につなげることが主な目的でございます。20回の開催で1,000名を超える参加をいただいたところでございます。参加された方からは、移住に当たり明確なビジョンを立てて準備を進めることがわかったとか、ワインに関する仕事がしたいと漠然に考えていたが、山梨に移住すれば夢が実現できると思ったとか、親身になって話を聞いていただき、信頼感、安心感を持ってたといった声が聞かれました。移住に向けて一歩踏み出すきっかけを提供できたものと捉えております。

乙黒委員 同じくこの移住定住の今ポータルサイトを運営されているという中で、この運営の部分でアクセスがどのくらいの数があったのか、またそれが実際の移住希望者にこれだけつながったとか、そういった部分の成果について、どの程度把握されているのか、詳細を続けてお伺いいたします。

有泉地域創生・人口対策課長 ポータルサイトは本県の移住定住情報をワンストップで効果的に届けるため、SNSを組み込むとともに、仕事や住居、市町村情報の充実を図るため、昨年3月に開設したものでございます。他県の同様のサイトを参考にしながら年間10万件のアクセス数の目標としておりましたが、令和元年度は13万件を超えるという結果を得ております。より多くの方に御活用いただいたと考えているところでございます。

昨年度のアンケート集計から、セミナー参加者の5割程度、やまなし暮らし支援センターの相談窓口に来られた方の6割程度が、ホームページやSNS等から情報を得たとの結果であったことから、ポータルサイトの設置、運営によりまして、セミナー参加や相談窓口への誘導など具体的な行動に一定程度つなげることができたと考えております。

乙黒委員 ありがとうございます。先ほどのセミナー相談会20回部分とまたこうしたポータルサイトっていうのはどちらか一方だけではなくやはり連動して見られる方が多いと思うんですね。そうした中で、セミナーだけでは追いつけない情報をこのポータルサイトを利用する。また、このポータルサイトからそのセミナー、具体的に移住を進めていきたいという方がセミナーに参加する、相談をするというような部分、相乗効果があると思いますので、しっかりとその辺の連携という部分も踏まえた中で続けていただきたいなと思います。

ただ、一方で、近年ずっと山梨県は移住したい都道府県の上位をある程度、1位、2位というような形を続けていた中で、やっぱり近年少しそれが下がっ

てきているなというのは感じております。その中で、他県に先駆けて山梨県がこういった取り組みをしてきたという部分が、やはり上位に行っていたという大きな成果につながったと思うんですけど、近年ではもうどこの都道府県も同じようにこういった部分に力を入れておりますし、また財政面でも多くそういう部分、展開している都道府県とか出てくれば、なかなかその順位が下がってきてしまうのはやむを得ない部分かなと思います。しっかりとその工夫という部分で、また上位に返り咲いていくような工夫が必要なのかなと思います。

その中で、先ほど渡辺県議のほうから質問があったコンシェルジュチームの質問、ちょっと今回割愛をしたんですけど、実際にこういったセミナーやポータルサイトを見た方が実際にその具体的な市町村にうまく連携していくっていう部分が重要だと思いますし、この事業をやりましたというだけではなくて、アクセスがあった、そこからどのぐらいの人が実際に各市町村にそういった具体的な進展が進んだかという部分の把握もできる限りでしっかりと今後はそういう部分も図っていただければと思います。

そのような中で、この山梨暮らしに関する今後広告やPRの展開を進めてきた部分も含めて、具体的な成果について、最後にお伺いします。

有泉地域創生・人口対策課長 東京と山梨の移住定住相談窓口や移住セミナーなどのPRのため、発行部数が10万部と最も多い移住専門雑誌への掲載や東京都内版など200万部を超えます新聞広告、さらに県内のテレビやラジオへの出演などを行ってまいりました。

これらの成果といたしまして、テレビを見て相談窓口を知った、両親からの勧めで相談窓口のほうにいらっしゃったとか、移住の話は山梨でしか聞けないと思っていたが、行政が東京の相談窓口を開設していることがわかって相談にいらっしゃったとか、新聞広告を見てセミナーに参加できてよかったなど、さまざまな意見を頂戴したところでございます。セミナー相談会の開催やポータルサイトの運営とあわせまして、総合的に情報発信をすることができたと考えているところでございます。

乙黒委員

こうした山梨で暮らすということに関する広告やPRという部分も、多くの皆さんに目をとめていただくということが大事です。本当に先ほどからのセミナーやポータルサイトの運営とあわせてそういった部分、どこから間口が入ってくるかわかりませんが、そこをしっかりと囲い込んでいけるような体制、コンシェルジュチームのしっかりした連携という部分も踏まえて、今後もやっていっていただきたい。それと同時に、先ほども言いましたが、そこから実際に移住してきた人がどの程度いるのかっていう部分も、やはりこれだけ何年も続けている中で実際の市町村で移住者がどれだけふえて、それが県の行っている事業とどれだけリンクしているのかという部分も、できるだけ数値として把握していく必要もあるかと思っております。今後はそういった部分も含めた成果を、来年以降は発表していただけるといいのかなと思います。

（鳥獣被害の防止について）

それでは、次の質問に移ります。鳥獣被害の防止について、お伺いします。資料の104ページになります。鳥獣被害防止総合対策事業費補助金を23の協議会に支援したとなっておりますが、その詳細について、お伺いをいたしま

す。

斉藤農業技術課長 ただいまの質問にお答えします。この補助金は市町村が設置します鳥獣被害対策協議会が実施しています鳥獣被害防止のための活動や野生鳥獣の緊急捕獲活動を支援するものであります。被害防止対策の具体的内容といたしましては、くくり罠や囲い罠などの捕獲機材の導入、有害鳥獣対策講習会の開催、野生鳥獣の被害防止に集落全体で取り組むための集落診断活動などに対する補助金であります。また、緊急捕獲活動への支援については、鳥獣被害の発生または発生するおそれがある場合、市町村が野生鳥獣の駆除を行う場合、捕獲頭数ごとに狩猟者の皆様に支払う補助金に対し支援するものであります。これらの被害防止活動、緊急捕獲活動について、令和元年度は23協議会に補助したところであります。以上です。

乙黒委員 続きまして、電気柵等の鳥獣被害防止施設の整備について記載をされておりますが、その詳細とそれを設置した効果について、お伺いしたいと思います。

茂手木耕地課長 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、県におきましては、総合計画に獣害防止柵の整備による被害防止面積を令和元年度からの4年間で400ヘクタール増加することを目標に掲げておりまして、それに基づきまして、鳥獣被害防止施設の整備を進めているところでございます。令和元年度におきましては、都留市など13市町村において約23キロメートルの電気柵等の鳥獣被害防止施設の整備を行い、それによる被害防止面積は179ヘクタールとなりまして、計画を上回る進捗となっているところでございます。

また、この防止柵の効果につきましては、整備後の状況を検証するために設置から2年経過した地域の方々を対象に、被害状況などの変化というか、そういうものをアンケート調査を実施することとしております。令和元年度のアンケートは現在行っているところであり結果が出ておりませんが、これまで行ったアンケート調査の結果によりますと、野生鳥獣による被害がなくなった、あるいは少なくなったという御回答が大宗となっております。そのほかにも耕作意欲が湧いて再び耕作を始めたとか、家の周りに獣が現れなくなり安心して生活できるようになったなどの回答をいただいております。

以上でございます。

乙黒委員 ありがとうございます。さまざまなこういった鳥獣被害防止の部分、対策をとっていただいていることが、少しずつそういった成果につながってくるのかなと思っております。ただ、一方で、かつて電気の柵で感電して亡くなられた子供が出たという事例もありましたし、やはりこれを進めていくのと同時に、それぞれ運営されている部分ですとか、安全性についてもしっかりと指導していただくことが重要だと思います。また、最近では、甲斐市などで熊がおりてきてというようなことも情報としてある中で、やはりかつてよりも人が住んでいた部分がだんだん少なくなっていく。新たに情勢が変わってきますので、そういったところも臨機応変に、しっかりと進めていただきたいと思います。

最後に、この鹿肉を活用した商品開発と活用セミナーを実施するとしておりますが、この部分の内容とまた今後、県内でのジビエの活用等についてのまた詳細をお伺いしたいと思います。

渡邊畜産課長 本県におけるジビエの活用についてでございますが、県では捕獲から処理、流通までの専門家等を構成員といたしました「二ホンジカ有効活用協議会」を設置いたしまして、認証制度によります山梨ジビエの販路拡大や鹿革の甲州印伝への活用について検討してまいりました。

具体的には、ジビエの料理や加工に取り組んでおります山梨学院短期大学と連携をいたしまして、缶詰やジャーキー、そういうものの商品開発に関するセミナーを開催をいたしたところでございます。また、都内のバイヤーなどに向けた山梨のジビエと甲州印伝の見学ツアーを実施いたしまして、メディアにも取り上げられまして広くPRを図ったところでございます。

また、昨年11月に東京ビッグサイトで開催されました日本ジビエサミットの基調パネルディスカッションに知事が参加いたしまして、ジビエを魅力ある食材と捉え、「ワイン県」山梨の新たな食文化につなげていくことが重要であるということを広く情報発信したところでございます。

引き続き、品質を維持するための捕獲技術の向上と安定的な供給体制の確立に取り組み、おいしく、楽しく、ワインによく合うをコンセプトとしたジビエ活用を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

乙黒委員 ありがとうございます。やはりジビエ、こういった部分の利用、活用というのを、山梨県でしっかりとやっているという情報発信が必要だと思います。

今後もぜひしっかり取り組んでいただいて、山梨に行けばこういった食事ができる、また、先ほどの「ワイン県」とあわせてそういった部分とマッチしていけるような観光施策にもつながるようなプランをぜひ検討していただきたいと思います。以上で終わります。

(リニア中央新幹線の開業に向けた取り組みの推進について)

鷹野委員 それではよろしく願いいたします。

主要施策成果の説明書4ページ、リニア中央新幹線の開業に向けた取り組みの推進について、お伺いしたいと思います。

今、リニアは本当に大きな課題もありますけども、まずもって、リニア中央新幹線開業に見据えた本県は本年3月、リニアの山梨が目指すべき姿ということで実現に向けた取り組みの施策を基本的な部分をまとめた「リニアやまなしビジョン」を作成したところでありますが、そのことも承知している中で、当然のことながら、リニア中央新幹線開業が大前提となるところであります。

手元にあります主要施策成果説明書には、建設工事を予定どおり進めるため計画的に用地取得を進めたとありますが、そこでまずどのように用地取得を進めているのか、伺います。

大野リニア交通局次長 お答えいたします。昨年度は年度末までに地権者の約8割の皆様との交渉に着手するとともに、全体の4割程度の契約締結を目指すとしていたしまして、民間の補償コンサルタントの活用や沿線市町と連携する中で取り組んできたところでございます。以上でございます。

鷹野委員 計画にやってきたということでございますけども、全体の4割の用地取得とありますけども、全体として事業用面積、また筆数と何を基準にしているのか。

また、令和元年度の取り組み状況と進捗状況等をお尋ねしたいと思います。

大野リニア交通局次長 お答えいたします。まず、全体とは相続人を含めた跡地や物件などその対象となる全ての権利者でございまして、令和元年度末で約1,900人となっております。令和元年度における進捗でございますが、全体の約2割の地権者との契約を締結しております。

それから面積等ですけれども、しばらくお待ちください。

浅川委員長 すぐに回答できませんか。

大野リニア交通局次長 済みません。ちょっと資料確認いたします。

浅川委員長 時間がかかるようでしたら一旦、他の質問に移りますので後ほど回答願います。

鷹野委員 それでは、次の質問ですけれども、リニア事業は民間企業であるJR東海が主体的な事業であると承知しておりますけれども、用地取得事務を県が行っていることとあわせて、県とJR東海がそれぞれどのような役割で用地取得事務を行っているのか、改めて伺います。

大野リニア交通局次長 お答えいたします。JR東海と県は平成26年11月に協定を締結いたしましたして、地域の事情に精通していなければできない用地取得事務を県が主体となって行うこととしております。

具体的には、JR東海は用地測量、土地建物の権利者確認調査、建物や立木等の物件調査、土地代金等の決定、支払い、契約後の登記事務などを担っております。県では、JRが発注する物件調査の監督、不動産鑑定の発注及び土地代金の算定、地権者との用地交渉などを担っております。以上でございます。

鷹野委員 ありがとうございます。いずれにしても、JRと県が委託契約を結んで県が主体的にやっていることは承知してるところでありますけれども、なかなか地権者からも相談があったりするわけでありまして、非常に個々それぞれ事情が違うところがあるようでありますので、今後も丁寧に事業がすべからうまくいくように丁寧な対応がますます必要だと考えておりますので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問でありますけれども、最後でございます。冒頭でも触れましたけれども、本年3月に策定しました「リニアやまなしビジョン」について、これまでどのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

石寺リニア未来創造・推進課長 「リニアやまなしビジョン」の推進に当たりましては、知事を本部長としました「リニアやまなしビジョン」推進本部を立ち上げるとともに、まずテストベッドの聖地化に向けまして、専門的な知見や幅広い知識、人脈を有するアドバイザーを委嘱し、企業の最新情報や実証実験等のニーズ等につきまして情報収集を行っているところであります。

また、新たなゲートウェイと交通ネットワークの整備につきましては、「リニ

ア駅前整備の在り方検討会議」におきまして、リニア駅前エリアの交通結節機能の整備のあり方、またリニア駅と既存駅等とのアクセスの向上について検討を進めているところでございます。さらに、防災バックアップにつきましては、防災局と連携し、「防災バックアップ機能整備検討会議」におきまして、災害に強いリニアを生かした国の防災バックアップ機能の誘致や本県自身の防災力強化に向けた検討を進めているところでございます。以上でございます。

鷹野委員

ありがとうございます。リニアはいろいろな課題も山積しておるわけでありますが、まっすぐ前に向いてリニアのごとく、ぱっと走るように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

大野リニア交通局次長 先ほどの取得面積でございますが、概数で70万平米ということでございます。以上でございます。

（あずさ回数券の復活に向けた取り組みについて）

向山委員

よろしくお願ひいたします。

それでは、あずさ回数券の復活に向けた取り組みについて、御質問をさせていただきます。説明資料の3ページに当たる部分になりますけれども、今年の3月にJR中央線のあずさ回数券が終了となりました。これは、JR東日本によりますと、回数券の廃止は中央線の特急の新たな着席システムを導入することに伴う措置で、乗車の13日前の午前1時40分までにインターネットで予約すれば、甲府新宿間は片道2,660円ということで回数券1枚当たり2,880円より安くなるということですが、乗車の13日前に予約をしなければいけないということでした。当時の新聞記事等によりますと、5年間の平均で年間1万6,000枚あずさ回数券を使っていたと。当時の状況では、県外出張全体の約7割、8割は回数券を使用していたということです。

2018年11月8日の後藤前知事の会見で、各部局で13日前の予約が可能な出張業務を整理していると説明をした上で、割引率が高いものを上手に使うことも県庁の役割の一つだと。行政運営に支障がないように対応すると述べています。

これを踏まえて、昨年度にあずさ回数券が廃止されたことによる県各部局の出張業務費にどのような影響があったのか、お伺いをいたします。

染谷総務部次長（人事課長事務取扱） お答え申し上げます。平成31年3月16日からあずさ回数券が廃止され、インターネットによる事前の予約購入で割引が受けられる「トクだ値」切符が販売されております。職員には可能な限り「トクだ値」切符の利用を呼びかけているところでございますが、出張の日程が直前まで決まらないケースや帰りの時間があらかじめ特定できないケースなど、割引の対象となる事前の予約購入ができない場合がございます。出張の半数以上において「トクだ値」切符を利用しているところでございますが、割合としては10%割引となる「トクだ値10」切符を利用するケースが多く、以前のあずさ回数券よりも高額となることから影響はあったものと考えられます。

以上でございます。

向山委員

御答弁をいただきまして、やっぱり13日前に全部それを決めるというのはなかなか難しいことだとも思いますし、その中で割引きの制度がなくてやはり高額な印象があったんじゃないかなと思います。行政でさえそういう状況でありますので、一般の民間企業または一般の利用者の皆さんにも大きな影響があったとも思いますけども、JR東日本が発表してから山日新聞の「私も言いたい」のコーナーにもいろんな意見が寄せられています。例えば98歳の高齢者の方なんですけども、98歳の私には何のサービスなのか全くわかりません。インターネットの予約が必要なようですが、年寄りにはパソコンもスマートフォンも使い方を知りません。どう対応していいのかわかりません。これまでどおり回数券を売ってほしいですというようなお声とか、実際に値上げをした後の声も載っていますけども、これは北杜市の61歳の方ですが、過日、やはり仕事の関係で予約した列車から別の列車に変更しようとみどりの窓口に出向いたら、新システムでは乗車の変更は一切できないということだと、かなり高額な手数料を支払って切符代の払い戻しを受け、さらに高い当日料金の特急券を買うことになった。結果的に2倍近い出費を強いられてしまった。JR東日本が自社の利益を追求したのが新システムなのだろう。利用者のことを考えているのか、このような違和感を覚えるのは本当に私だけなのだろうか。

県に対しても意見が出ている部分もあって、紹介をしますと、山梨の51歳の女性なんですけども、娘さんにいつも東京に行くときに回数券1枚を財布に入れていくように渡していたと。ただ、娘に回数券がなくなる話をすると、「もう帰らないな」の一言でした。

当時、後藤前知事が会見で、正直唐突感があったというような表現をされたんですけども、この表現、正直自分も違和感があったんですが、この当時、知事は発表について、正直唐突感があったとの見解を示しました。

県民が不利益をこうむることに何もしていただけないなら残念でなりませんということで、県の決めることではありませんけども、やはりこのJR東日本の対応について、かなり厳しい姿勢で臨んで、特にこのあずさ回数券については多くの利用者の皆さんがいたことですので、峡東3駅の電車本数の削減とともに、しっかりと新サービスあるいはそれが無理ならこの13日前というのを限りなく前日とかその期間を短縮するような努力をできる限り、精いっぱいすべきじゃないかなと思います。JR東日本にどのような呼びかけを行ってきたのか、昨年度の具体的な取り組みをお伺いいたします。

藤原交通政策課長 あずさ回数券は6回券を1セットで特急を複数回利用する方の割引回数券として親しまれてきたものでございますが、JR東日本によりますと、チケットショップでばら売りされ使用されることも多く見受けられることから、本来の割引きの趣旨と違う使われ方がされているということで、平成31年3月に特別企画乗車券の見直しの際に廃止されたものでございます。

あずさ回数券にかわるサービスの創設については、昨年5月に県と峡東3市が連携して、知事、峡東3市の市長、県関係国会議員、地元選出の県議会議員の皆様と要望活動を行いました。また10月には本県や長野県などで構成する「中央東線高速化促進広域期成同盟会」の要望活動においても、これまで非常に利用されていたチケットでございますので、かわるサービスについて要望してきたところでございます。

向山委員 要望活動を昨年度もしてきたということは承知をいたしましたけども、やはりあずさ回数券の重要性というのをしっかり捉えて、来年度、昨年度やった部分を踏まえて、今後さらに努めていただきたいなと思います。重ねてなんですけど、復活も求めるとともに、この13日間という期間がどう考えてもそれだけ先に、旅行じゃなければこんなことで使うのはなかなかないと思いますので、そこも折衷案として持ちながら行っていただきたいということを要望して次の質問に移ります。

（東南アジアへの県産農産物PR拠点の撤退について）

東南アジアへの県産農産物PR拠点の撤退について、お伺いをいたします。

山梨県は2016年からシンガポールとマレーシアに県産農産物の海外販売情報発信拠点を常設していると承知をしています。これは前知事が公約として掲げたもので、シンガポールでは百貨店内の日本食レストランに併設、マレーシアではショッピングモールにアンテナショップとして開設をさせていました。このシンガポールやマレーシアに2016年から設置していた海外販売情報発信拠点について、昨年度の委託料に対する売上額をお伺いをいたします。

樋田販売・輸出支援課長 お答えさせていただきます。シンガポールの拠点につきましては、決算額は640万3,000円、それに対して売上高は648万2,000円でした。マレーシアの拠点につきましては、決算額は1,791万1,000円、売上高は572万円でした。以上でございます。

向山委員 シンガポールは若干プラス、マレーシアはマイナスということでお伺いをしましたが、開設から昨年度に廃止を決定するまでの間、委託料などの支出額と売上額の収支差額はどの程度になったのか、お伺いしたいと思います。

樋田販売・輸出支援課長 シンガポールにつきましては、平成28年7月に開設をいたしました。昨年までの委託料の支出額は3,151万3,000円、売上高は3,420万9,000円でありまして、収支差額は269万6,000円でございます。

マレーシアにつきましては、開設は平成28年8月から昨年度までの委託料、マレーシアについては賃借料も入りますけども、支出額は5,646万5,000円、売上高は2,385万6,000円でありまして、収支差額はマイナス3,260万9,000円です。

なお、マレーシアは現地の高級ショッピングモール内における店舗の借り上げ料や専属の販売員を常駐させていることなどから、より多くの経費を支出したところでございます。以上でございます。

向山委員 昨年度と同じように全体を見てもシンガポールは若干のプラスという中でマレーシアが3,000万以上のいわゆる赤字という状況になったと承知をしました。

そもそも、この常設店の設置というのは、県の「ダイナミックやまなし総合計画」において、海外の販売情報発信拠点の設置を含む県産農産物の需要、販路の拡大というところだったと思いますけども、前知事が公約で東南アジアのショッピングセンターなどに常設型の山梨モールの設置を掲げて、アジア市場を中心に県産農産物の販路拡大を目指す、それが大元だったと承知をしてい

ます。

ただ、こうした面で見ると、費用対効果を考えると、果たしてこの事業が本当に成功だったのか、その販路拡大というところも踏まえてなんですけども、なぜ廃止となってしまったのかというところを、この決算特別委員会において、決算という中で、昨年度の部分をしっかり振り返りながら、またその原因分析と反省というものを来年度予算、また今年度予算も含めて生かしていく取り組みが必要ではないかと思えます。

実際にこの廃止となってしまったこと。長崎県政になって廃止になったんですけども、原因分析とその反省を生かすような取り組みをどのように庁内で行ったのか、お伺いしたいと思えます。

樋田販売・輸出支援課長 拠点の廃止等についてでございますけども、海外販売、情報発信拠点は、シンガポールとマレーシアの設置国とあとその発信力が強い両国の周辺国に対しまして、県の農産物等、観光情報を発信し、輸出の促進やインバウンドの増加を目的に設置したところでありまして、本県農産物や地場産品の情報、観光情報など幅広く発信してきたところでございます。具体的にシンガポールにつきましては、シンガポールの店舗の拡大、それからシンガポールとその周辺のインドネシア、フィリピンへの農産物の魅力とインバウンドの観光情報の発信を目的に設置したものであります。

シンガポールの拠点の売上高は開設から昨年度までの間で3,420万9,000円で、同期間で委託料の3,151万3,000円を上回る結果となりました。また、情報発信したインドネシアとあわせますと、農産物の輸出額は6,508万9,000円と開設前の3,273万円の約2倍に増加し、シンガポール、インドネシア、フィリピンからのインバウンド宿泊数も4万4,680人から7万8,070人と約1.8倍増加したところであります。

マレーシアにつきましては、新たな市場として常設の販売店舗の開設のほか、周辺のマレーシア、タイ等への農産物の魅力やインバウンド増加に向けた観光情報の発信を目的に設置したものであります。

拠点での売上高は開設から昨年度まで2,385万6,000円と委託料の5,646万5,000円を下回りましたが、マレーシア国内において県産果実の販売店舗が49店舗、開拓することができるなど成果が出ております。

また情報発信したタイと合わせますと、農産物の輸出は7,122万83,000円と設置前の983万7,000円の約7.2倍に増加しまして、インバウンド宿泊数についてもマレーシア、タイ合わせて設置前の13万1,010人から19万920人と約1.5倍に増加しました。こうしたことから、拠点における情報発信は一定の成果があったものと考えております。

また、これらの取り組みを踏まえた今後の展開等も含めてですが、この取り組み自体、この拠点の取り組みは、東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた時限的な取り組みとして行うこととしたものでありまして、今後こうした取り組みの成果を踏まえて、コロナ禍における効果的な情報発信について早急に方針の整理をしていきたいと考えております。以上でございます。

向山委員

済みません。今お伺いした中で成果がすごく出ているというのは重々承知をしたんですが、では、なぜ廃止をしてしまったのかというところが明確に聞き取れなかったのもう一度そこを御答弁いただきたいと思えます。

樋田販売・輸出支援課長 一つは、2020の東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、時限的な取り組みを行うというのがもう1点と、昨年度開催しました輸出についての検討会を外部の有識者等も踏まえる中で、リアルで現地に行つてPRをするだけでなく、より効果的にやるにはSNSとかも利用したプロモーション活動もあわせてクロスプロモーションというか、そういったこともしっかりやっていく必要があるということで、当初の予定どおり拠点は一定の成果が出ましたので閉じて、引き続きPR等に重きを置いてやっていくというように考えた次第でございます。以上でございます。

向山委員 廃止の理由も含めてお伺いをいたしました。もちろん効果もあった部分と反省すべき点もあると思いますんで、知事が変わって県政変わった中で、行政として公約実現という部分でも政治と絡む部分があると思うんですけども、最大限やっていただいた部分とまた足りなかった部分をしっかり検証しながら進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。

（JR中央線・身延線の利便性向上について）

古屋委員 それでは、JR中央線・身延線の利便性向上について、主要施策成果説明書110ページ及び説明資料のり3について、ただいまから質問を行いたいと思います。

先ほど午前中、向山委員からあずさ回数券にかかわる関係につきまして質問等が出されておりましたけど、既に御案内のとおり、JR中央線のダイヤ改正が、平成31年の3月春に行われまして、それに伴いまして、特急あずさの峡東3市の停車の取りやめや、先ほどお話があったあずさ回数券の廃止など、言ってみれば住民にとって大変な問題となるような状況が生まれたわけでありませう。

その関係につきまして、令和元年の5月16日に知事をトップとして、3市の市長、地元の県議会議員、県の職員の皆さん方含めてJR本社及び国交省、そして政府与党の幹部の皆さんに陳情をしたところでありまして、御案内のとおり結論は出ているわけではありますけど、このダイヤ改正のその後の取り組みを含めて4点ほど要望を出しておりまして、時間の関係で申し上げませんが、その成果と取り組みの状況について、まずお伺いしたいと思います。

藤原交通政策課長 ただいま委員からもお話がありましたとおり、県では峡東3市と国会議員の皆様、地元選出の県議会議員の皆様のお力をおかりしまして要望活動を行い、JR東日本では地元の意見を踏まえ、特急あずさの停車駅を一部復元し、峡東3駅では12本が復元されたところでございます。

また、昨年度からJR東日本で地元の意見を聴取する機会を設け、県を始め中央線沿線市へ事前に相談するようになったところでございます。

古屋委員 それで今12本ほど元に戻ったということでございますけど、その中には、まだE電の大月から甲府間の延伸やら、あるいはあずさ回数券にかかわるようなサービスの回復などそれぞれまだ課題が残っておるわけでありまして、ぜひ引き続き、こうした幾つかの課題については取り組みを進めていただきたいと思

います。

次の質問でございますが、山梨まち・ひと・しごとのビジョンに基づく学生の転出の抑制に伴う鉄道通学支援制度の取り組みをしてきているわけでありませうけど、その利用状況と成果というところについてもお伺いしたいと思います。

藤原交通政策課長 県では県内から県外へ鉄道通学する大学生等の定期券購入費を助成する市町村を支援することとしておりまして、令和元年度は1市1町ふえて9市町となりました。また、県から補助を受けた利用者実績も平成30年度の280人から令和元年度は336人と増加しております。

古屋委員 ぜひ、この制度についても大事な取り組みでございますので、こうした成果を踏まえて、引き続き県民の利便性、そして本県への定住に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

そういった意味では、利用拡大に向けた制度の周知というのが大変重要な課題になってくると思っておりますけど、その辺については、今後どのように取り組まれていくのか、本件についての最後の質問とさせていただきますと思っております。

藤原交通政策課長 利用者の拡大に向けましては、引き続き、全高校の新3年生を対象に啓発資料を配付しまして、三者面談等の機会に親御さんに対する周知についても各学校へ協力を依頼してまいりたいと思っております。また、都内のやまなし暮らし支援センター職員と連携しまして、通学が可能な多摩地域の大学を中心に訪問し、パンフレットの窓口設置を依頼するなどの取り組みを実施してまいりました。本年は新型コロナウイルスの影響もございましたので、パンフレットを送付するなどしまして、大学に通っておられます学生さんにも十分周知を図っていただくなど、今後もさまざまな機会を捉えて周知に努めてまいりたいと思っております。

古屋委員 きめ細かな取り組みをすることによって、しっかりした成果が生まれていくと思っております。ぜひその取り組みを進めていただきたいと思っております。

（「やまなしブランド」の強化と戦略的な販売促進について）

次に、山梨ブランドの強化と戦略的な販売促進について、成果説明書23ページ、農の5を含めて質問いたします。

御案内のとおり、先月公表された本県の農業生産額は958億円、販売の約9割が国内販売であり、ブランド戦略の取り組みは極めて今後重要になってくると思っております。

特に、商品品質の成果、特に高品質の果実を生産するに当たっては、高度な技術を駆使しながら毎日の管理等に努めている農家の方々、それに努めているわけでありませうけど、この近年の天候の状況などを見ますと、かなり地球温暖化等の影響によって技術力だけではなかなか対応できない部分もあるわけでありませう。

そういった部分へ適応した品目あるいは品質、栽培技術の開発や導入といったものはどのような状況になっているのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

樋田販売・輸出支援課長 お答えさせていただきます。ブランド戦略の現状についてでございますが、本県では24年度より県産農産物の品質の高さをアピールする山梨ブランドの浸透を図るため、県が定める認証基準を満たす高品質な農産物、例えばブドウとか桃とかあるいはトマト、甲州牛、甲斐サーモンレッドなど「うんといい山梨さん」として認証するトップブランド戦略を実施しております。昨年度、主力の果実につきましては、知事を筆頭にしたトップセールス等で展開するとともに、あと有名百貨店でキャンペーンを張るなど、またFacebook等SNSも利用してPRをしたところでございます。これらの認証した農産物につきましては、都内の高級百貨店等でイメージアップに寄与できたと考えております。また、産地の高品質化への取り組みが、市場や小売関係の信頼も一定の成果を得たと考えております。

そして、御質問をいただいた地球温暖化の品種等についてでございますが、近年頻繁する異常気象の条件下で高品質な農産物を生産するためには、新品種や新技術の開発が重要でありまして、主力品種の果樹につきましては、県の果樹試験場において下記の高温条件でも着色や玉張りにすぐれ、食味のよいブドウであればブラックキング、桃、夢みずきを開発しているところでございます。現在、早期に産地化を目指すために県と関係団体が連携しまして、「県オリジナル品種ブランド化推進会議」を開催しまして、その栽培性や品質について現地にて実証とか確認を行っております。

また、栽培技術につきましては、梅雨時期の大雨による土壌水分の急増が桃の核割れやブドウの劣化に及ぼす影響を調査し、適切な土壌水分の管理技術の開発を行っているところでありまして、得られた成果を活用し農家の栽培支援をしてまいります。以上でございます。

古屋委員

今お答えいただきましたけど、そういった気象の関係で、ことしはブドウの晩腐病、昨年はモモせん孔病など、言ってみれば想定できないような病気が新たに近年は発生する中で、ぜひそういった部分では県の技術開発なり、そういった内容をしっかりやっていただいて、農家の人たちが安心してつくれるような技術、あるいは農作物の管理等への努力をしていただきたいと思います。

次の質問でありますけど、ことしから農政部では、これまで行ってきた各種品目の販売対策や、特に畜産物や水産物をあわせて、オール山梨の農産物と一体的にPRをする体制を整えたということでございますが、一方では、ことしはコロナ禍において、ウイルスの感染をおそれて小売店に買い物に行かない買い物難民という現象や、県をまたぐ移動の自粛により、特に観光で、私の地元もそうでありますけど、さくらんぼ狩りの時期に団体客が軒並みにキャンセルという、これまでは考えられなかったような状況が起きております。

また、加えて、巣ごもり需要で自宅にいながらにして販売サイトを活用しながら農産物を購入するというような、いろいろな多様性が出てきている中で、消費者の動向などを踏まえた今後の対応について、県の考え方があれば、その辺のブランド販売も含めてお伺いをしたいと思います。

樋田販売・輸出支援課長 まず現在のブランド戦略の課題としましては、先ほど御説明させていただいた「うんといい山梨さん」というものがございまして、果実では全体の出荷量の4%に満たないというような状況になっておりまして、山梨ブランドとして、市場、小売り、消費者浸透が不十分で認証農作物の価格にも反映で

きてないなど戦略転換の必要性があると考えております。畜産物については、県産銘柄食肉を冠名にしている甲種をつける統一ブランドとして各種催事でPR等もしております。また、新魚であります「富士の介」については、タレントのさかなクンを応援団長で起用してテレビを始め広報媒体で情報発信し、認知度の向上に努めているところでございます。

今後の取り組みでございしますが、ウイズコロナ時代ということで、消費者の対面のPRなかなか難しいので実店舗でのイベントに加えてタレントを起用した動画などデジタルプロモーション、各種メディアを通じたそういったデジタルプロモーションをやっていくのが効果的と考えております。

また、巣ごもり需要もございしますので、宅配事業を実施するなど効果的な工夫もして、効果的かつ工夫もしてプロモーションをやっていきたいと思っております。こういったことをうまく組み合わせて多様化する消費者ニーズに的確に答えてブランド戦略をうまく打ち出していくようにやっていきたいと考えております。以上でございます。

古屋委員

ぜひ、今おっしゃった内容で日々刻々と変わるような状況の中で、山梨ブランドをしっかりと色々な方法で効果的な販売につながるようなあるいはブランド化につながるような方法をぜひ考えていただきまして、私の質問を終わりたいと思っております。以上です。ありがとうございました。

（農産物の海外輸出の推進と展開について）

藤本委員

農産物の海外輸出の推進と展開について、伺います。

始めに、令和元年度主な輸出先の輸出実績とまたその課題についてお聞かせください。

樋田販売・輸出支援課長 まず輸出額は令和元年度で一番多い国が、国というか地域は香港でございます。輸出額は5億1,000万円で全体の56%を占めておりまして、ブドウと桃が品目になっております。

課題につきましては、輸出規制は緩いので国内外の競争が激しいということと、あと香港、デモ等で情勢不安の中で安定した輸出の実現が課題となっております。

次に多いのが台湾でございます。2億5,700万円。全体の28%でブドウと桃になっております。桃はモモンクイガの対策、またブドウは通関時に厳しい農薬物検査があるというのが課題だと考えております。

3番目に多いのがシンガポールで5,700万円、全体の6%、これもブドウと桃で課題としましては、輸出規制は緩いため国内外の競争が激しいと考えております。以上でございます。

藤本委員

引き続き、輸出規制等条件が異なると思っておりますけれども、それぞれに合った対応を望みたいと思っております。

次に、輸出対象国ごとの力の入れ方の違いについて、お聞きします。東南アジアや台湾、香港などの対象国によってプロモーション活動の開催頻度また内容が異なっているようですが、具体的な内容について伺います。

樋田販売・輸出支援課長 香港では、昨年度8月6日間、現地の小売店で桃を中心にフェアを

開催させていただきました。台湾では7月から9月と、あと1月計29日間、現地の小売店でプロモーションを、物産展、それから中秋節に合わせたフェア等あるいは1月は干し柿等のPRをさせていただきました。

タイでは、7月から9月の70日間、現地の小売店や高級日本料理店で県の観光物産展それから県産食材を使ったメニュー提供、果実の販売等も行いました。

マレーシアでは、8月から9月に30日間、現地高級店で大手輸入事業者と連携しまして、山梨県物産展を開催しました。

インドネシアは7月から10月の毎週末、現地の小売店でプロモーション活動を行いました。

シンガポールは9月の2日間、現地の小売店で伊勢丹等がありますので、中秋節に合わせた県産果実のフェアを行いました。

以上でございます。

藤本委員

ただいま樋田課長が言われた国々、これまで本県とのおつき合い、大変長いものがある、その結果としてこういう結果につながったと理解しています。今言われた国々、これらの国々を主要輸出相手国と位置づけながら、点から線に、線から面に、その面をさらに太く広げていってもらいたいと思います。引き続き、これらの国々と継続した地道な取り組み、ぜひ進めていってほしいと念じます。

続いて、中東の国々への輸出拡大の可能性について、お聞きします。令和元年度中東のUAEテスト輸出を初めて行ったと承知しています。中東と本県では地理的な距離のみならず食の歴史、また文化においても非常に隔たりがあると考えてます。

UAEへの輸出に取り組んだ状況とその結果を踏まえた上で、今後の輸出の拡大の可能性について、伺います。

樋田販売・輸出支援課長 令和元年度の9月に、コールドチェーンの機能上、冷蔵で運送ができるかどうかの機能の状況、それから現地消費者の好みですとか、嗜好等を確認するためにUAEへブドウの輸出を意欲のある事業者へ呼びかけて、県内5事業者にテスト輸出をしていただきました。その結果、現地の高級レストラン、ホテルのシェフからは高い評価をいただきまして、事業者の販路開拓につながったと考えております。

本年度は本格的な輸出開始に向けて現地の政府関係者や輸入事業者を招待する魅力発信会を計画する予定でしたが、コロナ禍ということで中止とさせていただきました。

その代替的な事業としまして、駐日のUAE大使等を訪問しまして県産果実をPRするとともに、アフターコロナに向けた今後の対応などについて意見交換をさせていただきました。

今後はマーケティングリサーチを現在行っておりますけども、コロナ禍での商利用の変化を踏まえ、SNS等を活用した効果的なプロモーションを実施するとともに、来年度も在日のUAE大使館等を訪問して輸出の可能性等について引き続き検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

藤本委員

在日の大使館の方たちとの連携も深めていくということでした。ぜひ、在日、

駐日大使館の御夫人ですとか御家族とか、そういった方たちを巻き込むような形で、ぜひ本県の魅力伝えていただきたいと。その上で柔軟に挑戦していただきたいと思います。

次に、中国市場への進出の可能性について、伺います。中国市場はほかの国々と異なる特殊なルールが存在し、つき合い方がどうしても敏感にならざるを得ません。県は、初めて詳細に中国市場のマーケティング調査を行ったと思います。この調査では、どのようなことが把握できたのでしょうか。また、調査結果などを踏まえ、どんな課題があることがわかり、どのような対策をとっているのか伺います。

樋田販売・輸出支援課長 この調査では、現在、検疫の関係で輸出ができない中国に対して、本土の需要や消費動向について把握し、輸出解禁後の戦略に活用したいという目的で行いました。調査の結果としましては、9割以上は卸売市場での取り引きとなっておりますが、ネット販売の比重も年々増加しております。消費の主流の90年代生まれの若者はSNSを中心に活用する。そして、輸入商品に大きな関心を示していることが把握できました。また、富裕者層につきましては、そのお子さん方に高価でも安全な食料を求める傾向も確認できました。

課題としましては、主に2つあると考えてまして、これまで海外ではマネキンを使った現地のプロモーションということでございますが、中国ではできないためSNSを活用したプロモーションを展開していく必要がある。もう一つの課題としましては、検疫の関係でまだ輸出ができないということですので、現在、知事が先頭に立って国や在日中国大使館に要望活動を実施しているところでございます。以上でございます。

藤本委員 今SNSや検疫の課題もあるということですので、それらは知事を初め、与党関係者の御協力をいただく中で進めていただきたいと思いますということと、魅力のある中国市場ですが、一方で大きな影があるという県民の声もよく耳にします。この陰に日が当たりますように、ぜひ配慮をお願いします。

最後に、農産物の海外への輸出推進のステップとして、国際的にも通じるフォーパームの加速とともに県外への販売促進を強化していくことが重要だと考えます。静岡県との連携の進化、2025年の大阪万博を見据えた取り組み、さらには長野県、新潟県を含めた中日本4県との農畜水産物の県外販売への展開も視野に入れることを望みますが、いかがお考えか伺います。

樋田販売・輸出支援課長 本年度「バイ・ふじのくに」等をやって、本県のみならず隣接県の取り組みを通じて魅力をアピールするというのもやっております。また、今後、中部横断道などが静岡とつながっていくと、また農業分野のみならず観光とか経済分野のほか多岐に及ぶ連携も可能になってくると思いますので、引き続き情報収集として本県にとって販売促進等が進むように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

浅川委員長 提出された意見書に記載のない項目については発言することはできません。御了承願います。

(県産農産物等のブランドを全国浸透させる推進について)

佐野委員

それでは、主要施策23ページ、決算報告書196ページ、説明資料の6ページに記載のある県産農産物等のブランドを全国浸透をさせる推進について、お伺いをしたいと思います。

山梨県のこの生産物のブランド力が向上するという事は、山梨県自体のブランドの付加価値が上がってくるものだと考えます。先ほど古屋委員、それからさきの観光文化部の所管では乙黒委員からも発言をされておりますけれども、観光振興課企画総務費とも関連して「ワイン県」宣言を契機にワインと県産食材とのマリアージュに関する情報発信がされており、黒あわび茸など県産ブランド品が続々と市場へと出荷量がふえていることを承知しています。農政部で推進をしました民間ノウハウを活用したPRなどの新たな取り組みや市場、販売促進の強化の実績として「富士の介」が1年の出荷量11トンに至っております。

これらを含め、山梨ブランドである甲州牛、甲州地鶏など本PR推進事業の実績結果として、出荷量の増大した品目と増加量をお示してください。また、PR推進がなかなか進みにくいブランド等の品種があればお示してください。

樋田販売・輸出支援課長 初めに、農政部で民間ノウハウを活用した取り組みについてでございます。県水産技術センターが開発した新魚「富士の介」は昨年度初出荷となりました。PRについては、先ほどもちょっと御説明させていただきましたが、さかなクンを「富士の介」の応援団長に任命をいたしまして、県内ホテルで出荷式をしたところでございます。その後、さかなクンについては「富士の介」の話題を多くテレビ等で取り扱っていただいたりYouTubeでも発信していただいたりして手応えを得ていると感じております。

次に、出荷量がふえた品目とその増加量ということでございますが、まず本県の主力の果実と新魚について説明をさせていただきます。桃については夢みずきというのがございますが、昨年度40トンで182%の増加となっております。ブドウのブラックキングは昨年度1トン、前年度はまだゼロトンでしたので次第にふえているという状況でございます。新魚「富士の介」は、昨年度11トンで前年度ゼロトンで、これも漸増になっております。それから甲州牛、これは1軒の生産者が廃業した影響を受けまして、昨年度の出荷頭数は376頭と97%の前年比になっております。甲州地鶏につきましては、昨年度の出荷数が2万2,000羽で、対前年比同等となっております。また、甲州ワインビーフにつきましては、758頭で対前年比109%となっております。それから、所管が森林環境部になりますけれども、お話のありました黒あわび茸につきましては、昨年度1トン弱の925キロということで289%の増加と承知しております。いずれの生産物も他県にないオリジナルな産品でありますので、引き続き消費者の認知度が高まるようにPRに努めてまいりたいと思います。

最後に、推進が難しいブランド品種ということでございますが、全国に向けたPRをするということであれば、まとまった生産量が必要になると思います。栽培とか買いやすい、使用しやすいですね。それから天候などの影響を踏まえて品種を登録することへ複数年に渡る検証期間を設けるなどして、生産者が取り組みやすいように配慮をさせていただいております。特に、出荷までの育成期間が数年かかる品目につきましては、病気の発生や気候の影響も受けますので、飼養環境等の悪化など生産者のリスクが出ますので、生産の安定には細心の注意を払っているところでございます。

いずれにしても、量が少ないということは、逆に考えればブランド価値、希少価値になりますので、山梨に来れば食べられるとか、そういったプラスの面を「ワイン県」ですとか、富士山ですとか、そういったキラーコンテンツも加えた中で、美食王国山梨という魅力をより一層発信していきたいと考えております。以上でございます。

佐野委員

ありがとうございました。この山梨県産ブランドの農産物については、ちょっと調べてみますと、大田市場を初め、豊洲や品川の食肉市場の高い評価をいただいているというのはお聞きをしていること、非常に喜ばしいことだと思います。今後もこの戦略的なPRをぜひしていただいて、県産農産品とワインとのおいしいマリアージュとかコラボとか、こういう形で全国的ブランドになっていくことを期待しております。

以上です。ありがとうございました。

質疑 県民生活部・総務部関係

（普通財産の有効活用について）

白壁委員 決算報告書の103ページと説明資料の総の4を中心にしながら質問させていただきます。実際には持ち時間15分ですけど、後進に時間を譲りまして、5分で1問だけさせていただきたいと思います。

因循姑息を了とせず、持続可能な財政運営を行っていくためには、自主財源の確保というものが必要であるということでもあります。その一環として、県有財産の普通財産を活用しながら行っているところでもありますけど、まず最初にその概念と申しますか、こういったものを示していただければというふうに思います。

小澤資産活用室長 用途廃止をされ、行政財産の使用目的がなくなった普通財産につきましても、県民の貴重な財産でございますので、県民福祉向上のため効率的かつ有効な活用に努めていくこととしております。以上でございます。

白壁委員 県有財産というと、今総務部で所管している普通財産もあったり、林務で管理している県有林等々はあるんでございますけれども、今回は特に総務部の関係の普通財産というところをお聞きしたいと思います。

今、総務部で所管している普通財産というのは、面積的にいうと、どのくらいの面積があるのかお示しいただきたいと思います。

小澤資産活用室長 59件ございまして、面積は9万7,838.40平米となっております。以上でございます。

白壁委員 十把一絡げで全て売却というわけにもいかないことは論を待たないところでありますけど、どのような主体をもって、また優先的に普通財産の譲渡におけるいわゆる基本的な考え方、手続等についてお示しいただきたいと思います。

小澤資産活用室長 未利用の普通財産とはいいますが、県の所有するものでございますので、譲渡する場合であっても、可能な限り社会公益の利益のために利用されるべきであるということの基本としております。

そのため、手続に当たりましては、まず庁内におきまして県及び所管する公益的団体等による活用意向、さらに地元の市町村における活用意向があるかどうか確認することとしております。

その上で、庁内、市町村とも活用の意向、見込みがない場合につきましては、財務規則の規定に基づきまして、一般競争入札または随意契約によって民間に売却を行うこととしております。以上でございます。

白壁委員 県民に疑いの眼というか、そういったことを持たれないように、一番いいのが市町村だとか公的団体等に、売却だとか貸し付けが一番ベストだろうと考えております。

令和元年度中に売却を行った件数とその面積、収入については決算報告書の中に書いてあったわけですけど、ここで改めてお示しいただければと思います。

小澤資産活用室長 令和元年度中におきましては、総務部におきまして旧南都留合同庁舎の敷地を都留文科大学の用地として都留市に売却したものが1件ございます。面積は1万5,854.37平米、収入額は2億6,860万3,198円となっております。

なお、このほかに産業労働部で処分の指定をいたしまして、産業労働部で執行いたしました売却が1件、リニア見学センターのバス待機所につきまして、面積が5,782.41平米、譲渡価格が9,660万円というものがございます。以上でございます。

白壁委員 売却と貸し付け、あわせて今伺ったつもりでいたんですけど、今売却が主体で動いているような感じがするんですけど、貸し付けについても決算報告書の中、もしくは説明資料の総の4ページにも出ているんですけど、ここで改めて貸し付けに対する収入についてもお伺いしたいと思います。

小澤資産活用室長 申しわけございませんでした。総務部所管の普通財産のうち、貸し付けの部分につきまして、1年以上貸し付けを行っているものが、土地のみが31件、土地と建物を貸しているものが3件ございます。合わせまして34件、面積が4万8,475.19平米を貸し付けてございます。

このほか電柱等で26件、イベント等の駐車場として一時的に貸し付けを行っているものが延べで17件、これに平成30年度の貸付料の過年度収入が1件ございまして、貸付料の合計は2,452万2,878円となっております。以上でございます。

白壁委員 電柱なんかは全部入ってるわね。電柱というと、昔から貸し付けの中に入っているんでしょうけど、私、特に普通財産のうちいわゆる県有財産の貸し付けというものを聞きしたかったんですけど、土地の売却だとか貸し付けについて、当然入札の行為になると。その単価については、多分、不動産鑑定士を入れたり、いろんなもので単価を決めてくるんじゃないかと考えております。

不動産鑑定士って普通2人を予定するんだろうけど、ちょっと話したら1人だけということだけど、1人で大丈夫なんですかね。その点についていかがでしょう。

小澤資産活用室長 現状、委員御指摘のとおり、売却に当たっての予定価格等の設定につきましては、不動産鑑定士の鑑定に基づいております。2件ということではなく、現状は1者の不動産鑑定を徴しておりますが、不動産鑑定士、国家資格者として良心に従って適正な鑑定をいただいているということで、1者にさせていただいているところでございます。以上です。

白壁委員 県民から疑念を持たれないようにしていただきたいと思っております。

また、小形山のところで土地の売却がたしかあったということではありますが、これは産業労働部が中心になって、プロポーザル方式でたしかやっていると考えております。そういった中で、総務部として契約担当部局との連携というのはどのようになっているのか。往々にして縦割りで、我々関係ないよ、今向こうでいろんな協議しているからというような話があるんですけど、どういった連携をとられているかお示しいただきたいと思っております。

小澤資産活用室長 産業労働部におきましてプロポーザルを実施した件につきましては、産業労働部より当該土地の立地環境等々から、将来にわたり高い経済波及効果が期待できると、そういった製造業の立地を目指したいということで、総務部のほうに当該土地の管理と処分をする者の指定を行っていただきたい旨の依頼がございました。総務部といたしましても、その目的を果たすということで、適当と判断をいたしまして、産業労働部のほうに処分の指定をしたところでございます。

そのほか、産業労働部において売却が適切かつ円滑に行われるよう、我々といたしましてもプロポーザル方式に関する他県、他自治体の事例などを調査、情報収集いたしまして、産業労働部に情報提供をしているところでございます。以上です。

白壁委員

プロポーザル方式ってなかなか難しいところで、やはり基準をしっかりとつくらんと困るね。何回も言うように、大変重要な県民の財産である普通財産を売却したり貸し付けということになると、そこでやっぱりいろんな疑いの眼じゃないけど、当然公僕の公務員であるから性善説は間違いないんだろうけど、しっかりとそういった基準をまずつくっていただきたいと考えております。

土地資産というのは、固定されるよりも流動性のアップが重要なことでありまして、それによって県内景気の刺激も与えることもできるだろうし、今大変財政不如意の中で財源不足が生じている段階で、これを補うためにもこういったものは重要であるというふうに考えております。

これから、さらにこういったものを活用しながら推進していくために、問題点が幾つかあると思うんだけど、どのように捉えられているかお示しいただきたいと思えます。

小澤資産活用室長 特に民間への売却につきましては、残念ながら近年、不動産市場の低迷等の影響もあろうかと思いますが、入札に付しましても不落となるケースが多く生じているような状況でございます。今、県内の金融機関等にいろいろお話を伺っているところでございますが、そういった聞き取りの中では事業用の用地の確保を考えている事業者の皆さんが、我々の県有未利用地に関する情報を得る機会が少ないのではないかなというような御意見も頂戴しているところでございます。以上でございます。

白壁委員

不落というのは入札価格の金額を決定して、それじゃ高いから不落になるんだろうと思うけど、土地は売却したらそれで終わりなんだよね。一時的にそこでは現金が入ってくるかもしれないけど、必要な財産を有効的に活用していくためには、貸し付けというものをしっかりと考えていかなきゃならないと思う。これは企業誘致にもつながるし、それに伴って人口増加策にもつながってくる。山梨県のブランド力も高まるということを考えていかなきゃならないと思えます。

何といたっても継続的な収入源、長期的なものと考えていくということ、売却よりも貸し付けのほうが有利な場合も相当考えられるということでもあります。ぜひこういったものを有効に活用するというを考えていただきながら、最後答弁いただいて、私の質問を終了させていただきます。

小澤資産活用室長 従前、特に建物所有の場合など、借地借家法により借地人の権利が強く保護されるというような状況も鑑みまして、売却を中心という形でこれまで進めてきたところではございます。

今後につきましては、委員の御指摘及び先ほどの課題も踏まえまして、民間の開発事業者、不動産業者さん等々、いろんな御意見を頂戴する機会を設けるなどいたしまして、また借り受けや買い取りといった所有の形態、こちらも含めて民間のニーズを把握することに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、所有者として県の権利が過度に制限を受けないように、当該土地や周辺の状況などなど鑑みながら、事業予定借地権等の制度を活用するなどして、より柔軟な利活用を模索してまいりたいと思います。以上でございます。

（マイナンバーカード普及促進事業について）

桜本委員

マイナンバーカード普及促進事業について質問させていただきます。

説明資料、県民4ページに記載されているマイナンバーカード普及促進事業費260万円余についてであります。

マイナンバーは、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るために創設された制度であり、政府の推し進める今後のICT社会に欠くことのできない重要な要素でもあります。

国は、昨年6月にマイナンバーカードの普及とマイナンバー利活用の促進に関する方針を定め、マイナンバーカードの普及を強力に推進しているところであります。健康保険法等の改正により、来年3月からはマイナンバーカードを健康保険証として利用することも予定をされております。

国においては、令和4年度中にほとんどの住民が取得することを想定し、県や市町村に対し普及啓発の取り組みを呼びかけているところであります。

そこで、本事業の具体的な内容についてまずお伺いをさせていただきます。

井上県民生活部次長（県民生活総務課長事務取扱） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

昨年度につきましては、本年9月からのマイナポイントの開始を見据えまして、県民の皆様に向けた広報キャンペーンを2月から3月にかけて実施させていただきました。

具体的に申し上げますと、新聞広告やラジオCM、インターネットのLINEなどにより広報したほか、啓発用のポスターを300枚作成いたしまして、県有施設や市町村の窓口などに掲示させていただきました。

また、昨年9月と12月に市町村向けの実務担当者会議を開催させていただきました。取得促進に向けた取り組みの充実を依頼させていただいております。

以上でございます。

桜本委員

260万円余というのも、やはり国費としていろいろな基準から、山梨県にそういったお金がおりてきている中の具体的な本事業の内容と思われませんが、本年度、新型コロナウイルスの金融経済対策として、特別定額給付金事業が実施されましたが、マイナンバーカードを利用したオンライン申請が円滑に行われませんでした。

その要因の1つには取得率の低さがあると思いますが、県民のカード取得率の状況はどのようになっているのか。また、全国の実績はどのようになっているのか。山梨県の置かれている47都道府県の中ではどのくらいの位置を示しているのか、お答えください。

井上県民生活部次長（県民生活総務課長事務取扱） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現在、本年度10月1日現在の交付枚数は15万6,566枚となっております。取得率につきましては18.9%となっております。全国の実績は20.5%であり、全国平均を1.6ポイント下回っている状況にあります。

本県の置かれました状況につきましては18.9%ですので、大体順位におきますと平均よりは下になりますけれども、中ほどの順位です。以上でございます。

桜本委員

マイナンバーカードを持っていない人からは、カードを持っていなくても不便はない、あるいはカードをつくるメリットが感じられないなどの話をよく聞きます。

カードは身分証明書としても利用できたり、またコンビニで住民票などの証明書を受け取ることができるなど、メリットがあることが十分まだまだ知られておりません。

全国の市区で申請率がトップとなった石川県の加賀市においては、スーパー等に出向いての出張受け付けに加え、新型コロナウイルス感染による飲食店や宿泊施設の支援を目的とした商品券をマイナンバーカードの申請者に配布する事業を始め、取得促進の大きなインセンティブになっています。

国においても、現在、テレビでPRしていますが、マイナンバーカード保有者に最大5,000ポイントを付与するマイナポイント事業を9月から開始いたしました。

マイナンバーカードを活用することにより、行政手続の効率化が図られると思いますが、このためにはカードの取得促進を進めていく必要があります。またそこでカードの取得率向上に向けてどのように取り組んでいくのか。やはり山梨としてのインセンティブというところまで進んでいただいて、今の政権が進めているものでありますので、山梨県としてどのように真剣に取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

井上県民生活部次長（県民生活総務課長事務取扱） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

本年度につきましては、マイナポイントを開始する9月前から新聞広告、ラジオCMなどを実施させていただいております。

今年度の上期のカード交付枚数は既に昨年度1年間に交付した約3万枚を超える約3万9,000枚となっております。

国におきましても、テレビCMなどの広報を強化しており、今週の火曜日、27日には総務大臣から集中的な周知、広報などについて要請があったところでもあります。

県としても、引き続きましてマイナンバーカードのメリットやマイナポイントなどにつきまして、メディアや県ホームページなどによりまして幅広く周知していくとともに、商工団体を通じまして職域での呼びかけもお願いしてまい

りたいと考えております。

また、マイナンバーカードの交付は市町村が窓口となっていることから、取得促進に効果がありました全国の先進事例を紹介するなど、取り組みの強化を支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

桜本委員

まだまだ新型コロナウイルス禍の中で、これからもまだ特別な給付金等々の関係も国なり、あるいは市町村なり、独自の市町村の中でも出てくる可能性もあります。やはりそういったことの中で、給付という公的資金が個人に動くのには、やはりそういった速やかにお金のやりとりが、入出金できるような、そういったものを普及しながら、今政権が推し進めていることに対して山梨県としていかに取得率を上げていくか、それがまた山梨県のコロナ禍における施策の集中というものにもつながっていくことと思われまます。ぜひ各部局横断的な中でインセンティブ等も図りながら、推し進めていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の積極的活用について）

遠藤委員

意見書に基づいて発言をさせていただきたいと思っております。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の積極的活用についての質問でございます。

令和元年度の一般会計のうちの起債同意額は580億円余ということで、部局審査のときにお伺いをいたしましたけれども、この防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の決算額についてお伺いをいたします。また、森林環境部、また農政部、県土整備部などの部局ごとの活用状況はどのような状況なのか、お伺いをいたします。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 令和元年度決算における防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の借入額は27億9,300万円でございます。その内訳は、森林環境部が3億2,900万円、農政部が1億200万円、県土整備部が21億8,400万円、子育て支援局が1億7,800万円となっております。

以上でございます。

遠藤委員

国土強靱化の考え方については、災害に遭ってから、人命、財産またインフラのダメージを受けるばかりだけではなくて、社会生活や経済活動なども影響を与えるということで、これは事前策を講じたほうがいだろうという考え方によるものであります。

防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債の活用については、それを行うために非常に有効な、地方にとって有利な制度ということで承知をしておりますけれども、交付措置をされ、それが後年度、地方交付税によって交付措置をされるということですが、この金額、つまりメリット感がどの程度あるのかということについてお伺いをいたします。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、その元利償還金の50%が後年度に交付税措置されるものでございます。よって、先ほど申し上げました元年度借入れに対する交付税措置、まず元金分といたしまして13億9,650万円が後年度に措置されます。その内訳は、森林環境部が

1億6,450万円、農政部が5,100万円、県土整備部が10億9,200万円、子育て支援局借入れ分が8,900万円でございます。

また借入れは0.131%で行われたため、初年度で年360万円程度の利子が発生しますが、利子の50%について交付税措置されるものであります。

以上でございます。

遠藤委員 詳細な説明、ありがとうございました。これが具体的にどういった事業に活用されたかということについてお伺いしたいと思いますが、令和元年度についてどういった事業が行われたのか、お伺いをいたします。

倉本治山林道課長 森林環境部におきましては、山地災害危険があります地区の緊急点検を実施をいたしまして、早急な対策が必要な地区において、防災・減災のための山腹工や治山ダム設置などの事業を実施してございます。以上でございます。

茂手木耕地課長 続きまして、農政部よりお答えさせていただきます。

農政部では、農村地域の防災・減災対策を着実に推進するために、同事業債を活用いたしまして、防災重点農業用ため池の耐震化や畑地灌漑施設の長寿命化対策を推進するための事業を実施してまいりました。以上でございます。

雨宮県土整備総務課長 続けてお答えをいたします。

県土整備部では防災・減災・国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべきハード対策として、道路法面対策や橋梁の耐震補強、河道掘削、樹木の伐採などの事業を実施いたしております。以上でございます

小俣子ども福祉課長 子育て支援局におきましては、中央児童相談所が子どものこころサポートプラザへ移転することに伴いまして、相談所に敷設します保護が必要な子供の生命の安全や防災に配慮した一時保護施設の整備事業を実施しておりますが、その一時保護施設の実施に充てております。以上でございます

（土地貸付料について）

遠藤委員 わかりました。次に移らせていただきたいと思いますが、土地貸付料、これは説明資料、総の4ページにございますけれども、財産収入のうち土地貸付料収入について、これは静岡県静岡市にある山梨県の県有地の貸付料ということをご推察するんですけれども、このうち土地貸付料はどのくらいあるんでしょうか。

小澤資産活用室長 静岡県静岡市にございます山梨県の県有地につきましても貸付料でございますが、11件相手方がございまして、合計で231万12円となっております。以上です。

遠藤委員 先日、他の議連の県外調査でこの土地を見てまいりました。タクシー会社、また駐車場などがありまして、およそ2,000平米ということで聞いておりますが、今231万円というようなお答えでありましたけれども、どのような経過で貸付料を設定しているんでしょうか。

小澤資産活用室長 この貸付地につきましては、戦後でございますが、貸付先の民間企業から

12社にまた貸し、転貸が行われてございました。このため、昭和43年にそれぞれの方々と県と直接契約を結ぶ形に改めた経緯がございます。このため、転貸されていた当時の貸付料をベースに個別に交渉を行い、改定を行ってきたところでございますが、平成12年に固定資産税評価額など地価の変動率をもとに適切に反映する形で一律に改定するという事で、借地人全員と合意が整ったことを踏まえまして、以降、このルールに基づきまして、3年ごとに改定を行っている状況でございます。以上です。

遠藤委員 平成12年に改定が行われて、変動しているということなんですが、今後もその変動は要するに民間レベルといえますか、今の時代に相当する額に上がっていくという理解でよろしいのでしょうか。

小澤資産活用室長 地価の変動率に応じた形で変動させていくということでございまして、今後の話でちょっとわからない部分はあるんですが、地価が上昇すればそれに応じた形で貸付料も上昇していくというようなことになっております。以上です。

遠藤委員 また総の4ページだったと思いますが、収入未済額に土地貸付料が40万6,000円というふうな記載がございます。この土地の収入実績の状態、また収入未済額について、これに関連しているものかどうか、その辺を含めて御説明いただきたいと思います。

小澤資産活用室長 委員御指摘のとおり、決算にございます未収につきましては、こちらの清水にあります県有地の貸し付けに1名からの未収がございました。
なお、この未収金につきましては、令和2年5月には収入済みとなっております。以上でございます。

遠藤委員 会計閉鎖後に収入があったという理解でよろしいですか。

小澤資産活用室長 収入につきましては5月に収納済みということでございますので、収入につきましては会計の閉鎖期間ということではなくて、4月1日をもちまして過年度収入というような形で翌年度収入に繰り越されるということでございますので、令和元年度の決算としては未収という取り扱いになっております。
以上でございます。

遠藤委員 わかりました。先ほどの白壁委員の話の中でも、土地の有効利用ということで触れられたと思いますが、ここは角倉了以が富士川舟運開削をして以来、東郡で黒沢の河岸、青柳の河岸、もちろん富士川の河岸なんかがあって、そこから年貢米が送られて、ここに一時的に収納されたという理解をして、非常に本県の江戸時代からの歴史をつなげる貴重な財産だと理解しております。
この土地をどのような考え方で今後引き継いでいこうとしているのか、お考えを伺います。

小澤資産活用室長 この土地につきまして、平成4年に周辺一帯の再開発事業が持ち上がりまして、当時の清水市から売却を依頼されたことがございます。その際、土地交換による代替地の確保とともに、当該地が委員御指摘のとおり、歴史的に由緒

ある土地であることから、記念碑等の設置について要請を行った経緯がございます。

再開発計画自体は平成8年に取りやめとなっておりますが、清水市により県有地の今の西側にあります県道75号、清水富士宮線の県道の脇にこちらの来歴といいますか、歴史を記載された記念碑のほうを清水市さんにより設置させていただいております。

委員御指摘のとおり、当該土地は江戸時代からの本県と静岡県のつながりを示す歴史的な意義のある土地でございます。一方で、特に建物のある区画については、先ほども申し上げましたが、借地権が発生しております。現状、県による活用には制限がございます。このため、今後新規の貸し付け等に当たっては極力建物建設を伴わない利用目的に限定していくなど、長期的になります。借地の権利が強く保護される契約を減少させていく中で、県として有効な活用方法を検討してまいりたいと思います。以上でございます。

遠藤委員

その方向でいいかと思えます。

今、碑の話をしていただきましたけれども、碑が刻んである文字が同化して見づらいので、何か改善の方法も考えていただきたいと思えます。

（スマート自治体への転換について）

次に質問を移らせていただきたいと思えます。次に、成果説明書の134ページでございますスマート自治体への転換ということでもあります。今、急速に国のほうでも行政改革ということが進んでいるわけでもありますけれども、令和元年度については行政手続のオンライン化推進において、6手続を行ったということでした。その内容はどのようなものか、お伺いをいたします。

土屋情報政策課長 お答えいたします。

昨年度は、消費生活協同組合法における組合員以外が事業を利用する場合の許可、それから養蜂振興法における蜂蜜の飼育の届け出、それから地方公務員法における登録申請書記載事項の変更の届け出等の法律や条令に基づく6件の行政手続をオンライン化し、これまでの取り組みと合わせ59件のオンライン化が済んでおります。

これらの行政手続のほか、講演会の申込みですとかそういった簡易な事務を含めると、昨年度322の事務につきまして、約8,000件のオンライン申請を受け付けているところでございます。

これまで平成16年度に総合窓口としまして「やまなしくらしねっと」を開設いたしまして、行政手続のオンライン化を進めてまいりましたが、国は行政手続のオンライン実施を原則化したところでございますので、県におきましてもオンライン化を進め、県民の利便性の向上に努めているところでございます。

今後でございますが、本年度9月補正で予算をいただきました行政手続電子化推進事業によりまして、来年度にかけましてオンライン化未対応の約2,300件の申請、届け出などの行政手続、これの調査、分析を行いまして、可能なもの全てにつきましてオンライン化を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

遠藤委員

かなりの情報が今頭に入ってきているので整理できないんですけども、こ

れを今デジタル管理をしていると思いますが、ペーパー管理からデジタル管理に移行したという解釈でよろしいのでしょうか。

土屋情報政策課長 申請の段階で県民の皆様から県へ届け出ですとか申請をいただくんですけども、そこに「くらしねっと」という入り口をインターネット上のものですが、これを県と市町村で共同で設置してございまして、そこから紙ではなくて電子的な申請でいただいている、その件数でございます。
以上でございます。

遠藤委員 はい、わかりました。先ほど答弁の中で県民の利便性の向上ということでございます。自治体業務の効率化ということを図っていくということでありませうけれども、業務の効率化をするためには、県民目線からいいますと、住民サービスが向上した、あるいは行政コストが下がったということが住民にとってはメリットになると思うので、金額とか数字的換算ができるような、どのくらい県民に対してのメリットがあるのかということを示す必要もあるのかなと思います。その辺の表現の仕方について改善をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

土屋情報政策課長 スマート自治体へ転換していくために、昨年度からA IやR P A、そういったI C Tを導入いたしまして、業務の効率化や事務処理ミスの防止を図っているところでございます。

これまで経費的な検証というのはしていないところでございますけれども、例えばA Iを活用しました業務としましては、音声認識による議事録作成システム、こういったものを導入したことで、議事録の作成時間が従来と比較しましておおむね4割減少されて、削減されているところでございます。

また、財務会計事務におきます支出業務の一部につきまして、業務手順を見直しました上で、R P Aによる業務処理の自動化を実施することによりまして、最大で8割の作業時間短縮が図られた例もございます。

こういったことで職員の負担軽減ですとか、入力ミスの防止に効果を発揮しているところでございます。

I C Tの適切な活用を進めれば進めるほど、業務量の削減効果が期待できまして、それによりまして職員がより創造的な業務、これに時間を割くことができると、そういう時間を生み出すためのものと、そういうものでございますので、引き続き庁内へのA IやR P Aの導入、活用を促進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

遠藤委員 今回の質問は、表現方法についての質問でありますので、そのことについてお答えをいただきたいと思っております。

土屋情報政策課長 A IですとかR P Aの普及に関しまして、こういったものを市町村へも普及しているということもございまして、これはスマート自治体研究会というものを市町村とともに挙げておりますので、そういったところで市町村を通じてお知らせしていきたいと。また、県におきましても、ホームページ等で一定の効果について県民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。以上でございます。

（大村智人材育成基金事業について）

志村委員

それでは、志村直毅でございます。よろしくお願いいたします。

私は、意見書に基づきまして主要施策成果説明書45ページ、それから説明資料の県民4ページ、大村智人材育成基金事業について質問をさせていただきます。

本県出身の大村智先生のノーベル生理学・医学賞の受賞を契機としまして、平成28年度に20億円で造成されました大村智人材育成基金事業ということでありまして、まず事業内容について伺いをしたいと思います。

小林私学・科学振興課長 ただいまの御質問にお答えします。

この事業ですが、20億円の基金をもとに創設をされておまして、毎年960万円程度の運用益がございます。これをもとに、あすの山梨を支える人材の育成のため、海外留学費用や研究費に対する助成を行っているものでございます。

まず、若者海外留学体験人材育成事業でございますが、国際的な視野と高度な知識、技術の習得等を目的としまして、海外留学をする県内の高校生や大学生等を対象に支援するものでございまして、所得に応じまして100万円を上限とした補助金を交付しております。

また、若手研究者奨励事業でございますが、若手研究者の研究意欲を喚起することによりまして、次代を担うすぐれた研究者の持続的な育成を図るため、40歳未満の本県出身または県内の大学や企業に属する研究者を支援するものでございまして、自然科学分野で100万円、人文社会科学分野で50万円を上限として補助金を交付しております。以上です。

志村委員

承知いたしました。若者の海外留学体験と、それから若手の研究者の支援に関しては、県のウェブページにも報告書が出ておまして、非常に内容も豊富で、有意義な事業になっていると実感をしています。

30年度までは出ているわけですが、決算年度、令和元年度の補助対象になったものの内容を御説明していただきたいと思っております。

小林私学・科学振興課長 お答えします。

令和元年度の事業内容でございますが、まず海外留学への支援でございますが、高校生、大学生合わせまして26名の応募がございました。そのうち14名に対しまして補助金を交付しました。

主な留学先でございますが、アメリカが5名、イギリス、ニュージーランドが各2名などとなっております。留学の目的としましては、異文化体験や語学学習にとどまらず、科学や産業、環境や教育等の調査や研究を行うといった内容となっております。

また、若手研究者への支援でございますが、自然科学分野、人文社会科学分野合わせまして23名の応募がございました。自然科学分野が5名、人文社会科学分野が4名の計9名に補助金を交付いたしました。

研究内容の具体例として御紹介させていただきます。ちょっと専門的になりますが、移動ロボットを用いて室内音響を測定し、音環境を調整する研究とか、産後鬱病を予防するための看護職の支援に関する研究などというものがござい

まして、幅広い研究テーマに対しまして支援を行っているところでございます。
以上でございます。

志村委員

今、令和元年度の少し御紹介をしていただきましたけれども、そうすると合計すると過去4回、若者海外留学と若手研究者、もう既に101名を支援してきたということになると思います。本当に研究、若者の海外留学というような似たような事業はこれまでも他県も含めてあったかと思うんですけども、この意義があるなと私も感じたのは、しっかりと留学先で得た知見を生かして、踏まえて、県政課題の解決策も提言されていると。これはなかなかすばらしいなと思います。その県政課題も中小企業支援策だとか、文化芸術活動の支援だとか、公共インフラの長寿命化、心身の健全育成だとか、観光産業の活性化と。県のほうでもただ留学していただくのではなくて、その間にそうしたことについてもしっかりと研究をしてきてほしいという思いが伝わってくる報告書を読ませていただきました。

それから、若手研究者の方々についても、非常にテーマが多岐にわたっていて、生物、科学、農業、エネルギー、保育、スポーツ、文学、メディアなどといって、本県の産業振興や地域活性化に十分生かせるものも少なくないと感じています。

そういう意味では、今後も若者ですとか研究者の次代の山梨を担っていただく人材育成をしっかりと継続して行っていただく、それが必要だと思いますけれども、その考え方と今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

小林私学・科学振興課長 お答えします。

科学技術の成果ということで、なかなか一朝一夕に出るものではないということですが、山梨の将来を考えますと、次代を担う子供たちへの教育の充実や若手研究者の研究環境の整備に向けた取り組み、今後も継続的に推進していくことが重要だと考えております。

平成28年度からの事業開始ということで、毎年若手研究者等による成果発表会というのを単年度では開催して、御報告をいただいたり、そういった研修も行ってはいるんですが、今年度で5年目ということになりますので、今後はこれまでの制度を活用しました学生や研究者の就職先、さらには研究成果の状況などの追跡調査と検証をしっかりと行いまして、将来性豊かな若手研究者の研究意欲を今後も高められるような制度としてまいりたいと考えております。以上でございます。

志村委員

今年度は5年目ということになりますので、そうした部分も踏まえて継続的なまた支援をしていただけるということで、非常に心強く思っています。残念ながら、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度の若者留学に関しては中止をせざるを得なかったということでもありますけれども、引き続いてまたその状況が改善されて、明年度、その先も含めてしっかりと支援をしていただきたいと思います。

今言われたとおり、やはりこれだけ100名の方々が支援事業を活用して、さまざまな体験、経験をして、そして研究を重ねられているということで、ぜひこういうことを生かして、そしてさらに多くの県民の皆様と共有をしていただくという意味でも、成果発表会というのもしていただいたということもあり

ますけども、こういう御時世ですので、オンラインでもそういった成果発表会が見ることができたりですとか、研究活動を継続していただけるための環境整備を他の部局ともぜひ連携を図る中で、大村智人材育成基金事業がさらに活用されて、山梨県のあすを担う若者が山梨に定着していただけるというのが一番最終目標であろうかと思えます。そのために活用していただける事業になることを、私も念願しております。今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

もし今後の取り組みという部分も含めて御所見があればお聞きをして、質問を終わりたいと思えます。よろしくお願ひします。

小林私学・科学振興課長 ただいま委員の御指摘もございましたとおり、非常に長い目で見なければいけない事業と捉えております。今お話にございましたとおり、残念ながら今年度は留学事業は一旦中止ということになっておりますが、こういうコロナ禍の状況でございますが、制約のある中でも最大限活用できるような、ただいま御指摘がありました例えばオンラインの活用とか、そういったものをいろいろ検討する中で、せつかく学生や研究者の方々のいろいろな成果、集積がございますので、そういったものを幅広く生かせるような形に今後取り組んでまいりたいと思えます。以上でございます。

（障害者雇用について）

向山委員

よろしくお願ひいたします。まず、障害者雇用についてということでお伺いをしたいと思います。説明資料、総の6、加えて説明資料、教の4にわたる部分でございます。

全国で相次ぎました障害者雇用の水増し問題が、2018年の8月になりまして、山梨県でも県教育委員会とともに、国のガイドラインに反して障害者手帳及び指定医らの診断書を確認していない職員がいたということで問題が発覚をいたしました。

その後、算定業務にかかわった、特に県の人事課及び県教育委員会の総務課の職員の皆さんの処分も発表された上で、国のガイドラインに沿って適切な事務処理を行うということが当時、県から発表されたところでございます。

その際に、非常勤職員67人分の障害者雇用枠を新たに設けて、2019年度末までに採用する計画を打ち出していたと承知しておりますが、障害者の雇用率について、法定雇用率、知事部局では2.5%、山梨県教育委員会では2.4%に当たると思えますけども、この数字を達成することができたのか、まずお伺ひしたいと思います。

染谷総務部次長（人事課長事務取扱） お答え申し上げます。

基準となります本年6月1日現在の障害者雇用率でございますが、知事部局では2.77%、教育委員会では2.49%であり、それぞれ法定雇用率を達成する結果となっております。以上でございます。

向山委員

承知をいたしました。法定雇用率2.5%を超える2.77%。ホームページ等でも6月1日時点の部分で発表されたところでいきますと、職員数90、県教委のほうも116人で、2.49ということでクリアをしているということは承知をいたしました。

その上で今回の問題を受けて、故意的ではないということで、処分もそうし

たことを勘案した上でのものだったと承知していますが、山梨県と教育委員会ともにその問題を受けて、昨年度1年間で法令の適切な解釈及び適正な業務執行に向けて、どのような取り組みを具体的にやってきたのかお伺いしたいと思います。

染谷総務部次長（人事課長事務取扱） 障害のある職員の雇用状況を国に報告する際には、昨年3月に国が作成いたしましたガイドラインをもとに、当該職員が報告対象であることをしっかりと確認をしております。

具体的には所属の管理職員が当該職員の障害者手帳を目視して確認するとともに、その写しを保存しております。加えて、障害者認定に期限がある場合には、有効期限の確認も徹底しているところでございます。

今後も引き続き適正な業務執行を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

向山委員

昨年度中、適正な業務執行に向けての取り組みを確認させていただきました。長崎知事もおっしゃっていただいておりますけども、ふだん皆さんが鋭意努力をされて、とてもいい仕事をされた上でも、故意でなかったとしても、その報じられ方、あるいは捉え方によっては信頼を失墜してしまうことがあります。そういった意味でも適正に運用して、また前に進めていくことも、県議会としてもチェックをしながら、また部局内の中でも今後ともチェックをしながら進んでいていただきたいなと思いますし、障害者雇用の面に関しましては、こうして新しい形でまた雇用をしていただいた、そして県庁の中で働いていただいている皆さんも多くいらっしゃると思いますので、そうした皆さんの働き方や、また採用した後、どういう形で職場の中で活動しているかというところも、大きく情報発信として県民の皆様にはわかっていただけるような努力も行っていただければと思いますので、要望して次の質問に移りたいと思います。

（ペーパーレス化による行政改革について）

続きまして、ペーパーレス化による行政改革についてお伺いをいたします。説明資料、総の6ページに当たります。

菅総理大臣になりまして、デジタル庁の話も盛んに出てくるようになりましたけども、デジタル化の推進によって、経費削減に山梨県としても努めるべきだと考えますが、昨年度1年間の実績をお伺いしたいと思います。

保坂行政経営管理課長 お答えします。

まず、ペーパーレスの関係ということで、令和元年度における庁内のコピー用紙の使用量についてまず申し上げます。県庁全体で1億2,000万枚というコピー用紙を使っておりまして、これは前年度と比較すると1%の増加となっております。

コピー用紙の使用量削減につきましては、やまなしエネルギー環境マネジメントシステムにおきまして数値目標を掲げております。今年度、令和2年度までに基準年度が平成25年度ということで、平成25年度の水準まで戻すというのが、マネジメントシステムの数値目標になっておるんですけども、平成25年度の水準が1億624万枚、令和元年度が1億2,000万枚ということで、12.6%の残念ながら増加となっております。

これらの要因なんですけれども、パンフレット印刷で外注せずに、パンフレット印刷を外に出して外注するとかをせずに、庁内で印刷するとかという機会がふえたということがあります。

それからもう一つ、ペーパーレスの関係として申し上げたいんですけれども、行政文書につきましては、庁内で総合的行政文書管理システムというもので決済を行っております。紙を全く使用しない電子決裁というものにつきましては、令和元年度は39%、これは完全に電子でやっております。これはその前の年と比べると若干ふえているということ。それから、請求書や契約書など、紙と一緒に付けて決裁を行う併用決裁というものがございます。これにつきましては50%が併用決裁という形をとっております。これをわずかですけれども、併用決裁は少なくなっているということで、完全な電子決裁がわずかですがふえている、このような実績になってございます。以上です。

向山委員

昨年度の実績という部分でお伺いをしました。遠藤委員の御質問の中でも、デジタルスマート自治体ということでお話もありましたが、これから時代の流れとしては逆らえない部分で進めていかなければならないところだと思います。

私も昨年5月から県議会のタブレット端末検証委員会の委員として、白壁委員長のもとで参画をさせていただいておりますが、一足早く県議会のほうではタブレットを導入して、来年度の本格導入に向けた取り組みも行っているところでもあります。

これは、原則ペーパーレスというところで行っているところなんですけれども、今のお話をお伺いすると、県庁においてはまだまだデジタル化、特にペーパーレス化についての進まないような状況があると認識をしました。今、一部お話をいただきましたが、改めて県庁内でペーパーレス化が進まない要因についてお伺いをしたいと思います。

保坂行政経営管理課長 お答えいたします。

まず、行政手続のデジタル化につきまして、令和元年度時点で2,334の県庁における手続がございすけれども、59の手続がデジタル化されているということで、一部にとどまっております。

その主な要因なんですけれども、もし多くの添付書類を電子化とした場合、申請者の方にそれを電子化していただくということで負担が大きいこと、それから対面での対応が必要などの理由がございまして、今のところ59手続にとどまっております。

それから、県庁内のペーパーレス化なんですけれども、庁内の業務をオンラインで行うということがまだまだ少なく、紙資料で業務を行っているのが現状になっております。

その理由なんですけれども、まず契約書、それから請求書など紙のものをいただいた場合に、それをスキャンして電子化したとしても、現行のルールの中ではこれを原本として扱うことができないということ。それから、工事の設計図面とか枚数の多い資料などは、紙で回したほうが視認性がよいというものも多いこと。それから、財務文書、支払いの関係のものは特に厳格な審査が求められておまして、書面でのチェック等によって審査の正確性を担保していること、こういうことが原因になっております。以上です。

向山委員

今いただいたところだと、一般の来庁者の方、あるいは取引業者の方を含めると、なかなかそういった部分での急な転換というのは確かに難しいところだというふうにも感じました。

一方で、庁内のペーパーレス化については、現行のルールについては庁内で検討して変えられるものは変える、あるいは条例変更等必要なものについては、そこは議会に諮っていただいて、より漸進的なものにするのであれば、議会と一緒に話し合いながら、いい形にしていく方法をとれるのではないかなと思います。

また、厳格な審査が必要等というのは、確かに種類等によってはあるというふうに思いますので、そこについてもしっかり分類をいろいろして、議会のほうもタブレットを入れ、やっぱり意識が変わるといえるように思いますので、まずは職員の皆さんの「文書じゃなきゃだめだ」という意識を少しずつ変えていくような取り組みを担当課、また部局として進めていっていただきたいと思います。

その上で、部局審査の中でお伺いをさせていただいた中で、昨年度の経費的な削減額というところでお伺いをした際に、そういう部分を把握していないというような御答弁をいただきました。そうした中で、各部局で申し合わせを行って、特に紙の部分だったり、経費だったりする部分を数値目標を掲げて、積極的に経費削減に取り組むべきだと。昨年度の決算の状況を踏まえて行うべきだと考えますが、御見解をお伺いします。

保坂行政経営管理課長 お答えいたします。

まず、コピー用紙、紙の関係なんですけれども、先ほどお答えしたやまなしエネルギー環境マネジメントシステム、これにつきまして数値目標を掲げておりまして、両面印刷を徹底するとか、資料そのものを簡素化、共有化するなど、そういうことを全庁的に取り組んでいくということで、これは引き続き取り組んでいくものだと認識しております。

加えまして、庁内の一部会議につきましては、ペーパーレス、例えば知事レクとか庁議とか、こういうものはペーパーレスで取り組もうということで、一部取り組んでいるところでございます。

また、県への申請の手続につきましては、オンラインでできるようにするために、まず現状の手続の何が問題なのかということについて、全庁調査を進めているところでございます。国のほうでも年末に向けて、そういう方針を出すということも聞いているところでございますので、国の検討状況も踏まえながら、さまざまな課題を改めて精査するなどして、対応方針を検討しながら、県庁内のデジタル化、ペーパーレス化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

向山委員

ぜひ明確な目標を掲げて、身近なところから取り組みやすいような目標数値もぜひ率先して総務部のほうで掲げて、県庁全体で取り組んでいただくことをお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

（本県の財政運営について）

佐野委員

主要施策137ページ、歳入歳出決算審査意見書4ページ、令和元年度山梨県健全化判断比率審査意見書9ページ等を参照といたしまして、本県の財政運

営についてお伺いをいたします。

まず、平成27年度以降からの総務省の本県決算カード内容なども確認させていただきましたが、財政比較分析表での財政健全化判断比率の各指標については、特に平成30年度からの改善が見え、各指標に対するコメントもまた同様にしかりでありました。執行部局の御努力により、健全な財政運営を維持されていると認識しております。

そこで質問をいたします。中長期的な視点から、持続可能な財政運営を確立することが不可欠となりますが、コロナ禍も伴って厳しい財政状況が続いた中、令和元年度の総括としてどのような点を考慮した県財政運営を行ってきたのかお伺いします。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 財政運営上考慮した点は2点ございます。

まず1点目といたしましては、知事が掲げる県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなしの実現に向けまして、積極型の予算編成を行ったという点でございます。令和元年度は骨格予算であったため、知事就任後初の本格的政策予算となった6月補正では、知事公約の早期着手を念頭に、当時県政史上3番目の予算規模となります400億円を超える予算を編成し、公約項目の全てに着手をいたしました。また、その後の補正予算におきましても、モモせん孔細菌病や豚熱の防疫対策、台風19号による損壊した各種インフラ施設の復旧、防災・減災対策事業を強力に推進するための公共事業の積み増し、新型コロナウイルス感染症への対策など、県民生活に影響を及ぼす緊急的な課題等に対し、迅速かつ適切な予算規模で対応をしたところでございます。

2点目といたしましては、こうした積極型の予算編成を行う一方で、有利な県債の活用や国庫支出金の活用などを徹底いたしまして、県負担の抑制に努め、持続可能な財政運営を目指した点でございます。具体的には、有利な県債の活用という面では、令和元年度に総務省から同意を受けた県債の元利償還金のうち、将来交付税によって措置される率は35%に達し、近年の30%よりも上昇したことを部局審査の際にも書面で報告をさせていただいたところでございます。また、執行段階における経費の節減に努めたことによりまして、予算編成段階では165億円の基金の取り崩しを予定しておりましたが、決算時点では60億円にまで縮減し、県負担の抑制を図ったところでございます。

以上でございます。

佐野委員

ありがとうございました。

それでは、次に令和元年度末の県債残高については、先ほどもありましたけれども、前30年度に比し5億円余の減少にとどまりますが、臨時財政対策債等の発行額などを鑑みても、次年度以降でも財政の硬直化などの誘発を防ぐことは必要だと考えられます。

まずは、県債残高についてどのような認識をお持ちなのか、また見通しについてもお伺いをします。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 委員御指摘のとおり、令和元年度末の県債残高は、平成30年度末から5億円余りの減少にとどまっておりますが、一方で財政の健全性を示す実質公債費比率は13.6%と前年度に比べ1.2ポイント低下していること、また将来負担比率についても208.6%と前年度に比べ微増にとど

まっていることから、県財政への影響は限定的であると考えております。

今後の見通しについてでございますが、昨年12月に策定した総合計画において、新たな財政運営目標として、県債等残高から後年度地方交付税により措置される額などを控除した実質的な県負担を伴う県債等残高の抑制を図るということを目指しております。令和元年度末におけるこの残高は5,025億円でございます。

今後、この数値の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

佐野委員

ありがとうございました。

それでは、先ほどもありましたけれども、早期健全化基準を下回っていることから、厳しいこの財政状況の中、健全な財政運営を堅持されている状況であります。

しかし、将来負担比率については、先ほどありましたとおり、平成28年度以降から若干上回る数値を示し始めております。この要因と、また今後の見通しについて伺いをします。

井上総務部次長（財政課長事務取扱） 将来負担比率の近年の上昇要因でございますが、比率を算定する際の分子となります将来負担額の大半を占めるのは地方債現在高でございます。この地方債現在高は、毎年着実に減少し続けておりますが、一方で将来、地方債の返済に充てることのできるため、将来負担額から減じて算定することができる充当可能基金も減少しております。また、分母となる標準財政規模も減少していることから、比率が上昇しているものでございます。

今後の見通しについてでございますが、基準となる標準財政規模の増減等によっても左右され、確実な見込みを行うことは困難でございますが、本県の比率は委員御指摘のとおり、平成28年度以降、微増しているものの、健全化判断比率の公表が始まった平成19年度当時は250%近かった値が、近年は200%台まで下がってきております。

先ほど申し上げました新たな財政目標である実質的な県負担を伴う県債等残高の抑制という考え方は、将来負担比率の概念と共通するものでもございますので、引き続き有利な起債制度の活用を着実に進めながら、この比率の上昇の抑制を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

佐野委員

ありがとうございました。この将来負担比率については、先ほども少し述べましたけれども、平成28年度から指標が上昇、微増ですけれども、していたということ、これとともに臨時財政対策債の発行額を鑑みたときに、後年度に地方交付税で措置されるとはいえ、将来世代の負担についてはあわせて危惧をしておりましたが、今御答弁をいただきまして理解をさせていただきました。

長崎知事のもと、県財政執行においては、県民のために稼ぐ施策をコンセプトにされてスタートされた初年度でして、数値でもスタート以前の財政状況を転換している点については、これは御努力を評価しておりますし、また今後にも御期待をしております。

以上です。ありがとうございました。

質疑 スポーツ振興局・教育委員会関係

（学校建設費について）

遠藤委員 それでは、意見書に基づきまして質問をさせていただきたいと思います。学校建設費についての質問でございます。

学校建設費のうちに、今年度新設されました青洲高校の建設関係の予算があると思いますけれども、この建設費について内容をお伺いいたします。

藤原学校施設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

青洲高校の校舎建築に係る決算額は33億7,926万5,000円となっております。

以上でございます。

遠藤委員 平成28年、市川高校、増穂商業高校、峡南高校を再編し、新たに設置をする総合学科高校ということで、市川高校の隣接地を設置場所として開校をするということで県が表明したわけでございますけれども、私は校舎の建設についても注目をしておりました。令和2年度の工事概要は承知をいたしましたけれども、この土地をめぐっては、市川高校の隣接地にありました町民会館、市川三郷町が所有する町民会館と体育館があり、これらを解体し、青洲高校が建設をされたと承知をしております。

本年4月に開校したということでありましてけれども、その開校に向けてどのような工程があったのか、やりとりがあったのか、お伺いをいたします。

藤原学校施設課長 平成28年、峡南5町の首長や関係者からなる地域会合を設けまして、新設校について協議を行ってまいりました。この1回目の地域会議におきまして、県から設置場所の候補について、市川高校現在地と、それから三郡橋から富士川大橋の間のエリアの2案をお示ししましたところ、町としては市川高校現在地への設置を求め、隣接する町有地の全てを提供する考えがあるというお申し出がございまして、新設校の整備に関する基本合意書を締結し、諸手続を進めていったところであります。

以上でございます。

遠藤委員 今のお答えの中で基本合意書というキーワードがございましたけれども、この中で土地を無償提供、そして町の施設を解体するというやりとりがあったかと思いますが、その協定書の内容について、どのようなものかお伺いをいたします。

藤原学校施設課長 基本合意書の内容につきましては、県と町が相互に協力し、県による新設校の整備事業を円滑、かつ確実に実施することを目的としております。

内容といたしましては、町から県へ保育所、職員駐車場、町民会館、体育館の土地を無償譲渡することや、保育所以外の建物は県で解体するよう、現状のまま引き渡すこと、譲渡の時期は両方で協議して決定するというものでございます。以上でございます。

遠藤委員 このやりとりにつきましては、県と町とのやりとりということでありましての

で、しっかりとした法律的根拠というものが不可欠かと思いますが、その点についてどのようにお考えがあるのでしょうか。

藤原学校施設課長 この基本合意書につきましては、将来のプランについて合意しておるものがございます。法定、法律につきましては適正に執行していると考えているところでございます。以上でございます。

遠藤委員 直近で、教育厚生常任委員会で現地、青洲高校のほうを調査させていただきました。委員の皆様から斬新なつくりであるというように好評を得たわけでありますけれども、建設に当たっては、先進性といえますか、プロポーザルということが採用されたと聞いております。この辺について、建設に当たっての効果をどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

藤原学校施設課長 委員おっしゃるとおり、公募型プロポーザル方式により企画提案をしてもらいまして、その中から最善のものを選ぶ方式で実施しております。

校舎は青洲ホールと名づけた視聴覚室や図書館を地域に開放することで、学校と地域のつながり、地域住民との連携を一層深められる設計となっております。中でも図書館はアカデミックスクエアと呼び、生徒が教室に向かう動線上に配置されまして、開放的で居心地のよい空間となっております。

校舎は、中庭を設けたことで自然の光を取り入れ、風通しがよくなるなど、快適な学習作業空間となっており、周辺の環境を考慮しつつ、個性あふれる外観を備えた魅力的な学校となっておりますものと承知しております。

以上でございます。

遠藤委員 このアカデミックスクエアというのが売りだと思えますし、青洲高校の名前の由来も東大図書館にある青洲文庫の由来ということ承知しております。ぜひ地域に開かれた学校であるべきだと思います。これは教育厚生常任委員会の議論の中でもそういった地域との連携ということが指摘をされておりましたが、改めてその辺についてお考えを伺います。

藤原学校施設課長 地域との連携、地域住民との連携ということを念頭に置きまして進めております。以上でございます。

遠藤委員 今も工事が進んでおりまして、また体育館も今後建設をされるということ伺っておりますけれども、ただ学校も授業をしているわけでありまして、子供たちの安全とか、また勉強に対する配慮というのは、工事をしていく中でそれは十分にしていっていただく必要があると思います。今進んでいる工事について、安全性、また授業への配慮という部分はどのようにお考えなのか最後にお伺いして、質問を終わらせていただきます。

藤原学校施設課長 工事の安全性ということで、これまでも学校や近隣住民に対しまして、工事の内容、スケジュール、安全対策、周辺環境対策などにつきまして周知を図りながら、細心の注意を払い工事を進めてまいりました。

引き続き細心の注意を払って工事を進めてまいります。以上でございます。

（都留地区教職員住宅について）

水岸委員 意見書に沿いまして質問をさせていただきます。教の2ページの宿舍入居料のうち、都留地区教職員住宅関係の入居料と内容について何点か伺います。

まず、県内にある教職員住宅のうち、都留地区教職員住宅については令和元年度末で廃止となっておりますが、この住宅には廃止された令和2年3月まで利用者がいたのか、まず伺います。

小尾福利給与課長 都留地区教職員住宅の入居状況ですが、令和元年度は24戸中2戸の入居があり、令和元年8月まで入居者がおりました。以上でございます。

水岸委員 入居状況についてはわかりましたけれども、次に令和元年度の県内の教職員住宅にかかわる入居料と、そのうち都留地区教職員住宅にかかわる入居料の収入済み額について伺います。

小尾福利給与課長 教職員住宅につきましては、都留地区以外に吉田地区、上野原地区の2カ所があり、宿舍入居料は合計で451万7,320円となっております。そのうち都留地区教職員住宅に係る宿舍入居料は7万2,330円となっております。

水岸委員 次に、都留地区教職員住宅に関するここ数年の利用率の推移はどうだったのか、また住宅を廃止とした理由を伺います。

小尾福利給与課長 都留地区教職員住宅の入居率につきましては、直近5年間では平成27年度の29.2%から毎年度低下しており、平成30年度以降は10%以下の入居率となっております。

また、住居を廃止とした理由につきましては、平成28年度、教職員住宅の今後のあり方検討委員会から都留地区教職員住宅に関する基本方針が示され、老朽化や入居率の低下傾向が見られることなどにより、建物の耐用年限が到来する昨年度末をもって廃止することとしたところであります。

水岸委員 廃止した理由はわかりましたけれども、地域にとっては跡地がどのように利用されるか、大変関心があるところでございます。

教職員住宅について、建物解体後の敷地面積はどの程度の広さになるのか。また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、県税収入の減少が見込まれる中、県有財産の利活用については効果的な方策が求められると考えますが、今後住宅の跡地はどのように利活用していくのか、その方向についてあわせて伺います。

小尾福利給与課長 都留地区教職員住宅の敷地面積につきましては、1,854.14平方メートル、約561坪となっております。建物については、令和3年3月から解体工事を実施する予定となっております。

跡地の利活用につきましては、教育委員会といたしましては、情報収集に努めるとともに、適切な管理と今後の利活用策について検討してまいります。

水岸委員 最後になりますが、先ほど白壁委員、そして遠藤委員からも質問がありましたけれども、この県有地が遊休財産とならないように、積極的に利活用をしてい

ただくことを考えていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

（ICTを活用した人材育成について）

渡辺委員

よろしくお願ひします。それでは、主要施策成果説明書の42ページ、ICTを活用した人材育成について何点かお伺ひしたいと思います。

この説明文を見ますと、山梨県立学校ICT活用教育推進ビジョン（仮称）の策定に向け検討を行うとともに、教員の研修や環境の整備を進めたという記載がございます。その隣の教育指導費を見ますと、予算現額7億620万円のうち、3億2,300万円が翌年度繰越額と記載されているところであります。

そこで、令和元年度に執行した内容及び令和2年度に繰り越した内容についてまずお伺ひいたします。

荻野高校教育課長

令和元年度に執行した3億4,834万円につきましては、教員用の1人1台パソコンの更新と、それに合わせてグループウェアの改修を行うとともに、教員用パソコンを各教室で活用するため、高校の普通教室に有線LANを整備いたしました。また、教員系ネットワークのセキュリティーを強化するため、学校のネットワークを校務系、それから校外系、生徒系に分離するための校内ネットワークの工事、これに伴うサーバー機器の更新を行いました。

また、令和2年度に繰り越した3億2,313万円の内容につきましては、生徒の学習用パソコンをインターネットやクラウド等につないで授業で活用できるようにするため、県立学校の全ての普通教室と特別教室の一部に無線LANを使うためのネットワークの環境を整備することとし、その経費を2月補正予算に計上して、全額繰り越したものでございます。以上です。

渡辺委員

ただいまの答弁を聞いておりますと、予算額のうち多くをハード面の環境整備に使用したということでもありますけれども、国のほうでもICT教育を積極的に進めるためにGIGAスクール構想の実現を掲げていて、その上でこういったハード整備が第一として大変大切になっていくことは重々承知しているところでありますが、ICT化を教育の中に取り入れていくに当たって、ハード面を整備すればいいというだけではないということは御承知のとおりだと思います。あくまで授業の効率化だとか、子供たちの学習の推進に資するような、そういったツールとして有効活用していくことがやはり大切になっていくことだと思います。そのためにやはりそれを扱って、子供たちに指導していく教員の方々のICTの指導力の向上が大変重要になってくると思っております。

そこで、学校の教職員の方々に対して、具体的にどのような研修を行っていたのか、次にお伺ひいたします。

荻野高校教育課長

昨年度におきましては、主に総合教育センターにおいて、ICT活用指導力の向上を目的として、各種研修を実施したところでございます。具体的にはプロジェクター、あるいはタブレット端末など情報機器の活用方法、各種ソフトウェアを用いて教材を作成する方法等を学ぶ研修などを実施いたしました。また、情報セキュリティーやネットトラブルの対応について、教員が理解しておくべき事柄を身につける研修なども実施いたしました。

これらの研修を受講した教員からは、ICT機器の活用、あるいはSNS等におけるトラブルの対処等に非常に参考になったなどの研修効果があったとい

う報告がございました。

今後、さらにICT機器の整備が進んでいくことから、引き続きICT活用のための研修の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

渡辺委員

今後も整備したハード面の環境を最大限効果的に有効活用できるように、さまざまな研修を行っていただき、生徒の皆さん、児童の皆さんの教育の充実に取り組んでいただきたいと思います。

先ほどの説明の中で、校内の無線LAN等の整備に係る費用は繰り越して、本年度整備するというところでありますけれども、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症防止のため長期の休業期間がありまして、その後に学校再開後、今回整備したICT機器が進める上で大変大切になってくる、また今後も感染拡大が来る可能性もありますので、そんなときに備えてしっかりとハード面を整備し、そして使いこなしていただきたいと、そのように思っておりますが、その点で今回整備いたしましたICT機器を活用して、どのような教育が可能となるかなどの効果について、お伺いしたいと思っております。

荻野高校教育課長 昨年度から進めてまいりましたICT環境整備により、教職員のICT活用に対する意識が変わってきているという効果を感じております。例えば各教室においてネットワークの接続が可能になったことから、整備した教員パソコンを用いてインターネット経由で必要な情報を提示するなど、教員が一層わかりやすい授業を目指して工夫できる幅が広がってきました。

また、今般の感染症に伴う休業期間におきましては、昨年度整備した教員用のパソコンとネットワーク環境により、学校の教室と家庭とをオンラインで結ぶ遠隔教育を早期に実現することができ、例えば生徒の健康観察や生活指導、あるいは学習指導等を行うことが可能となりました。

今後は、無線LANとネットワーク環境の整備により、例えば教員と生徒、あるいは生徒同士がそれぞれの端末を用いて共同学習を行う、そのようなことができるようになるなど、ICTを活用した教育がより充実していくと考えております。

以上です。

渡辺委員

ぜひ整備したものを活用していただいて、今後万が一感染拡大が進んで、遠隔教育等をしなければならなくなる、そういった状況にもちゃんと対応できて、生徒にきめ細かな一人一人の指導ができるような、そんな教育をぜひ充実させていっていただきたいと思います。お願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(一人一スポーツの推進について)

乙黒委員

それでは、成果説明書の56ページにあります一人一スポーツの推進についてをお伺いいたします。

まず初めに、この中で総合型地域スポーツクラブの設立、運営の支援とありますが、この詳細についてお伺いいたします。

安藤スポーツ推進課長 総合型地域スポーツクラブは、地域住民が自主的、主体的に運営し、

子供から高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人々がそれぞれの志向、レベルに合わせて参加できるスポーツクラブで、現在、県内には22市町村に30クラブが設立されております。

県では総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの中核を担えるよう、運営方法など質的充実を図っており、クラブの設立、運営支援のための市町村巡回指導の実施、既存クラブの相互交流や県民への啓発を図る総合型クラブフェスタの開催など、クラブの支援に努めているところでございます。

以上でございます。

乙黒委員

現在、22市町村30クラブというように答弁いただきましたが、なかなかやはり今、現実、それぞれのクラブが得意な種目とか特化した部分というところが多いのかなというのが印象として持っております。多くの皆さんが平準化していろいろな種目を楽しめるような指導という部分も、ぜひ進めていただきたいと思っております。

次に、一人一スポーツアクションプランの策定に向けた検討がされているとありますが、この詳細について伺いたします。

安藤スポーツ推進課長 一人一スポーツアクションプランは、若年期から高齢期まで、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進のため、一人一スポーツを実現する具体的方策を策定することとしたものでございます。

昨年度につきましては、アクションプランの策定の基礎資料とするため、県スポーツ推進審議会を開催しまして、県民全体のスポーツ実施率の向上策について御意見を伺ったところでございます。以上でございます。

乙黒委員

ありがとうございます。これは多くの皆様が高齢になっても生涯スポーツを推進していくためのプランだと認識をしておりますが、逆に子供のころは多くの種目に携わったほうがいいんじゃないかというような研究の成果もあつたりしますし、あくまでも生涯を通してスポーツに携わっていけるとということが前提のプランだと思いますので、さまざまな内容ですとか、そういった研究結果という部分もしっかりと考慮していただきながら、今後のアクションプランの策定を続けていただきたいと思えます。

最後に、山梨県地域スポーツ推進協議会を3回開催したとありますが、この具体的な成果と、さらに個別の市町村との連携についてどのようになっているのか、伺いたします。

安藤スポーツ推進課長 山梨県地域スポーツ推進協議会は、県内全ての市町村や県内各種スポーツ関係団体の代表者で構成されており、県民のライフステージに応じた心身の健康増進とスポーツの振興を図ることなどを目的に設置しております。

令和元年度は協議会を3回開催し、1回目は年間の事業計画について協議、2回目はオリンピックを活用した講演会の実施、3回目は生涯スポーツ・体力づくり全国会議2019の参加報告などを行っております。講演会の開催に当たり、市町村と連携しながら、広く県民の皆様への周知に努めたほか、全国会議を通じ、市町村職員や地域のスポーツリーダーに最新情報や先進事例を紹介し、資質向上を図るなど、市町村におけるスポーツ振興に向けた取り組みを支援しているところでございます。以上でございます。

（学校における働き方改革の推進について）

鷹野委員

それでは、よろしくお願いたします。まず、主要施策成果説明書の40、42ページ、学校における働き方改革の推進について御質問いたします。

まず、教員の働き方改革は喫緊の課題であります。県ではこれまで教員の多忙化改善に向けた取り組み方針や部活動ガイドライン等に基づき、さまざまな取り組みを推進してきたことは承知しております。

昨年度は学校における働き方改革の推進として、教育指導費と体育振興費が施行されておりますが、具体的にどのような取り組みがされたのかお尋ねいたします。

小俣働き方改革推進監

まず、教育指導費941万1,000円でございますが、こちらは学力向上支援スタッフの配置に要する経費の一部を市町村に補助したものでございます。

次に、体育振興費639万4,000円につきましては、市町村が部活動指導員を配置するための報償費と経費の一部を補助したものでございます。

以上です。

鷹野委員

ありがとうございます。また、その取り組みにより教員の業務改善及び負担軽減にどのように効果が得られたのかお尋ねいたします。

小俣働き方改革推進監

まず、学力向上支援スタッフの配置によりまして、学校では担任と学力向上支援スタッフが業務を分担することができ、教員の多忙化の改善が図られたと考えております。

また、部活動指導員の配置により、教員の部活動指導にかかる時間の軽減、あるいは教員にとって経験のない競技などを指導する際の心理的な負担の軽減などにつながるという一定の効果が得られております。以上です。

鷹野委員

成果指標の達成状況について伺いたいと思いますけれども、成果説明書の40ページ、月当たり正規の勤務時間を80時間以上超過する教職員の割合がふえてきている状況が見受けられますが、その理由をどのように考えているのかお尋ねいたします。

小俣働き方改革推進監

月当たりの正規の勤務時間を80時間以上超過した教職員の割合についてですけれども、昨年度につきましては、特に時間外勤務が多い教職員の業務の一部をほかの教員に割り振ったことによりまして、1年間の中でひと月当たりでも80時間を超えた人数の割合がふえたというのが、その要因として上げられると思います。

なお、県立学校におきましては、80時間を超過した教員の超過月数の平均でございますけれども、一昨年度4.4月から昨年度は3.9月と0.5月減少し、改善傾向が見られております。以上でございます。

鷹野委員

はい、ありがとうございます。今後も優秀な教員を確保していくためには、教員のなり手不足や教職が敬遠されがちな状況がある職種でございますので、教員の多忙化改善が重要であると考えております。

そこで、これまでの取り組みや現状を踏まえ、今後、学校における働き方改革をさらに推進していくためにどのような取り組みを行っていくのか、お尋ねいたします。

小俣働き方改革推進監 各学校におきましては、昨年度の取り組み状況を踏まえまして、本年度の改善計画を作成し、現在目標達成に向けて取り組んでおるところでございます。

また現在、本年度が最終年度となります現行の取り組み方針について、新たな取り組み方針の策定に向けて、勤務時間を意識した働き方や部活動における指導体制の観点から、ただいま検討を進めております。

引き続き、教員の多忙化改善に積極的に取り組み、学校における働き方改革を進めることによって、子供たち一人一人に向き合った教育の実現を目指していきたいと考えております。以上でございます。

（学力向上に向けた取り組みの推進について）

次に、学力向上に向けた取り組みの推進についてお伺いいたします。41ページでございます。

施策、事業の概要及び成果の欄に、実用英語検定を受験する中学生に対して、受験料の補助を行っておるわけでありませうけれども、市町村、組合も含めてでございますが、教育委員会への補助との記載があるところでありませうが、これは中学生英語力向上サポート事業費補助金のことと聞いておりますが、初めに当該事業の予算額及び決算額についてお尋ねいたします。

中込義務教育課長 中学生の英語力向上サポート事業費補助金についてですが、令和元年度予算額が120万9,000円、決算額が59万2,750円でございます。

鷹野委員 次に、当該事業の対象学年、また補助率や補助金額はどのようになっているのかお尋ねいたします。

中込義務教育課長 本事業の補助金は、中学校3年生を対象に、1人につき1回の補助をしております。また、対象の検定ですけれども、英検3級以上を対象に、市町村、組合の教育委員会が補助する額の半額を補助している状況でございます。

鷹野委員 次に、令和元年度は幾つの市町村が取り組んでいるのかお尋ねいたします。

中込義務教育課長 令和元年度は、中央市、昭和町を初めまして12市町村で実施をしました。

鷹野委員 この事業に取り組んだ市町村、今お答えいただいたわけでありませうけれども、どのような成果があったのかお尋ねいたします。

中込義務教育課長 成果ですが、英語検定の受験率が県全体の検定の受験率の34%に対しまして、実施している市町村の受験率が42%と約8%と高い状況であります。これによりまして、中学生の英語力の水準や英語学習に対する意欲、意識の向上が図られていると捉えております。

（いじめ対策・不登校支援のための体制整備について）

鷹野委員

次に、いじめ対策・不登校支援のための体制整備について、42ページでありますけれども、つい最近、文科省で2019年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の課題に関する調査というのがつい最近、10月22日に文科省から公表されたところであります。

その中にいじめの認知件数が過去最多ということで、61万2,496件のいじめの認知があったということで、特に傾向が小学校で増加傾向、特に低学年で多いということが出ております。それを踏まえて御質問いたします。

小学校75校、全中学校80校、高等学校6校にスクールカウンセラーを配置と記載されておりますが、スクールカウンセラー事業の概要、予算額及び決算額についてお尋ねいたします。

中込義務教育課長 それでは、初めに学校配置のスクールカウンセラー事業の概要についてお答えしたいと思います。

本事業でございますが、小中学校、高等学校に心の専門家を配置しまして、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制の充実を図るとともに、教員の対応力、指導力などの資質向上に資することを目的としております。

決算額、予算額でございますが、予算額が1億2,962万7,000円に対して、決算額が1億2,832万8,000円でございます。

鷹野委員

ありがとうございます。

次に、令和元年度の相談件数についてお尋ねいたします。小学校、中学校、高等学校それぞれ何件あったのか、またどのような相談が多かったのか、あわせてお尋ねいたします。

中込義務教育課長 相談件数は、延べ人数になりますが、小学校で5,594件、中学校で1万2,054件、高校で693件となっております。

相談内容として多かったものとしましては、小学校では友人関係の悩みが一番多い状況でございます。続きまして、2位、3位でございますが、ほぼ同じ割合で心身の健康、発達障害となっております。中学校につきましては、小学校と同様に友人関係が一番多く、続いて不登校、心身の健康となっております。高等学校につきましては、一番多かったものが心身の健康、続いて家庭環境、友人関係という状況でございました。

鷹野委員

最後に、新型コロナウイルス感染症に関するお尋ねをいたします。

令和2年1月、国内初の患者が確認され、早くも2月に感染拡大が始まり、県内では多くの小中学校、高校が3月初めに5月後半まで臨時休業し、環境の変化に対応し切れず、精神的に不安になった子供たちが多かったと聞いております。

この間、子供たちがどのような状況であったのかお尋ねいたします。

中込義務教育課長 昨年度末からの子供たちの状況ですが、教育事務所ですとか学校、スクールカウンセラーなど、さまざまところから情報を得ております。学校再開直後におきましては、長期にわたる休業によりまして、ゲームですとかスマホを

する時間が長くなり、生活リズムが崩れて、それでなかなか登校できない児童生徒がいたと。さらに、新型コロナウイルス感染症に感染する不安から、体調不良を訴える児童生徒がいたこと。3つ目としましては、外遊びを制限したり、マスクの着用により表情が読み取りにくいいため、それぞれの関係で誤解が生じるなど、コミュニケーション上のトラブルが多かったというような状況を把握しております。

これらの状況に対しまして、担任ですとか養護教諭が十分対応しているわけですが、先ほど御指摘いただきましたスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカーをフル活用しまして、児童生徒の家庭とも十分に連携する中で、子供たちの心の変化を迅速かつ敏感に読み取り、今後も支援してまいりたいと考えております。

（総合球技場整備計画の全面的な見直しについて）

向山委員 説明資料、スの3ページ、総合球技場整備計画の全面的な見直しについてお伺いします。

昨年11月の記者会見で、長崎知事が計画の全面的な見直しを表明しました。昨年度中にどのような議論や検討を行う上で、計画見直しに至ったのかお伺いします。

安藤スポーツ推進課長 昨年3月に総合球技場基本計画検討委員会が報告書をまとめましたが、これに対し県民の皆様から建設費やランニングコストに対する懸念が寄せられました。このため県では、施設規模、建設費やランニングコスト、活用可能な財源について改めて精査したほか、災害時における利用など、さまざまな観点から可能性を探ったところがございます。

しかし、建設費、毎年の運営費が相当な財政的負担になることから、自立的に収益を生み出し、県民負担の最小化を実現できるか研究する必要があるとの判断により、計画の見直しに至りました。

以上でございます。

向山委員 今御答弁ありましたとおり、報告書によりますと建設費が120億円、運営赤字は最大で年8,000万円ということで、長崎知事もこれだけの赤字があれば厳しい状況にある子供たちを救えるかもしれない、優先して使うべきところがあるというように記者会見で申しておりました。知事の英断がなければ、全額公費負担による総合球技場が建設されていた可能性も否定できません。

公費による建設ありきで進んでしまった議論を反省した上で、多額の費用を投じて検討を続けてきた、平成30年度だけで1,700万円以上の総合計画の議論をどのように計画に生かしていくべきか見解をお伺いします。

安藤スポーツ推進課長 報告書につきましては、施設整備の考え方、施設の基本計画、管理運営計画のほか、公費以外の財源確保を含めた事業手法の検討を行い、まとめたものでございます。

このうち総合球技場が備えるべき最低限の機能や設備、また事業手法の整理など、基本的な事項は計画の見直しに当たっても十分活用できるものであり、現在進めておりますスポーツによる地域活性化懇話会やスポーツ成長産業化戦略策定の基礎資料として既に活用しているところがございます。

以上でございます。

（家庭教育を支援する事業の推進について）

藤本委員

家庭教育を支援する事業の推進について伺います。

全ての教育の原点は、家庭教育にあるとも言われています。教育基本法第10条に、家庭教育の重要性がしっかりと明記されています。現在8県6市で家庭教育支援条例が制定されており、盛んに家庭教育の支援が実施されています。

本県でも少子化や核家族化が進む中、家庭教育や子育てに不安や悩みを持つ親が増大しています。不安を解消し、安心して家庭教育や子育てができる環境をつくるための支援策について伺います。

山岸生涯学習課長 子育て家庭の支援のため、県では子育て相談総合窓口「かるがも」をぴゅあ総合内に設置いたしまして、5名の相談員が交代で電話や対面により、子育てや家庭教育に関するさまざまな相談を受け付けているところでございます。

さらに月2回、臨床心理士によるカウンセリング日を設けているほか、相談内容に応じまして、医療機関や市町村の子育て支援センターなどの各専門機関を案内するなど、安心して子育てができる環境づくりを支援しているところでございます。

以上です。

藤本委員

地域のつながりが薄れている中で、親世代の支援も受けにくいといった保護者を多く目にします。今後も子育ての悩みを共有し、助言を受けられる場を整備していくことを望みます。

次に、保護者の皆さんが子供の発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容や子育ての知識、そのほか親としての成長のために必要なことを学ぶための情報提供の方策について伺います。

山岸生涯学習課長 情報提供についてですが、県では乳幼児から小学校低学年の子供を持つ保護者の方を対象に、子育てに関する情報を手軽に学べるテレビ番組「子育て日記」の放映を行っております。番組制作に当たりましては、保護者のニーズを踏まえるとともに、例えば今の感染症対策のように緊急的な話題にも的確に対応した内容になるよう工夫をしております。また、医師などの専門家、学識経験者、保護者の代表などから構成される企画運営委員会を設置いたしまして、御意見を取り入れながら、体、心、安全などの観点から、保護者の皆様の学びにつながるよう、有意義な情報の提供に努めているところでございます。

以上です。

藤本委員

引き続き、家庭教育に関する多彩な情報提供の充実を期待します。

続いて、家庭の教育力の充実のための取り組みについて伺います。家庭の教育力向上を図るためには、親の学びも重要ですが、親子が参加したり、保護者が学習会を行うなどの学びを通じ、子育ての機運を醸成することが大事だと考えます。県ではどのように取り組んでいるのか伺います。

山岸生涯学習課長 県では、家族ぐるみで子育て参画を考えてもらうためのフォーラムを開催しております。昨年度、県内3カ所で読み聞かせのこつを学ぶセミナーですと

か、親子一緒に防災クッキングを学ぶワークショップなど、楽しく親子で学べる機会を提供し、大変好評を得たところでございます。

さらに、県内企業に対しまして、子育て参画への意識向上を図るためのイクメン応援出張講座を実施するなど、親の学びの場の提供に取り組んだところでございます。以上です。

藤本委員 今後も保護者の学びの場に加えまして、保護者の成長をサポートする学習方法の研究ですとか、その機会づくりを願います。

最後に、家庭教育を支援するための連携についてお聞きします。NPOや地域で活動している団体などと家庭教育を支援するために、どのように連携を図っているのか伺います。

山岸生涯学習課長 連携についてですが、先ほど御説明をさせていただきました「子育て日記」、こちらの企画運営委員会の委員やイクメン応援出張講座の講師などに、子育てに関連するNPO法人の代表者や地域で活躍するインストラクターの方などに御参画いただいております。

家庭教育の支援事業を展開する中で、地域やそれぞれのNPO活動から得た声などを生かしていくため、今後も連携を図ってまいりたいと考えております。以上です。

藤本委員 ぜひ父親の家庭教育の参画を進めることも大事ですが、さらに大事なのは地域のさまざまな集まりが力を合わせて家庭教育を支援できるような連携の構築だと考えます。今後も連携の構築が順調に進むよう、後押しを念じます。終わります。

浅川委員長 以上で質疑、意見を打ち切ります。

これをもって認第1号議案中、スポーツ振興局及び教育委員会関係の総括審査を終結いたします。

この際申し上げます。執行部から答弁訂正の申し出がありました。先ほど総務部関係の総括審査における遠藤浩委員の質疑の中で、静岡市の県有地貸し付けに係る貸付料の未収分の納付日について誤りがありました。資産活用室長より訂正したい旨の申し出がありましたので、これを受けることといたします。

小澤資産活用室長 先ほどの遠藤委員の答弁につきまして訂正をさせていただきたいと思いません。

先ほどの県有地の土地貸付料についての御質問中、山梨県が保有する静岡県清水市にある山梨県県有地の令和元年度収入額のうち、未収となっているもの1件の納入済みとなった日を令和2年5月に納付済みとなっているというように答弁したところでございますが、令和2年6月22日の誤りでございます。大変申しわけございませんでした。おわびして訂正させていただきます。

以上

決算特別委員長 浅川 力三